

令和6年 第1回定例会 文教警察委員会 説明資料

1	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について	1
2	茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	2
3	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を 改正する条例について	3
4	茨城県公立学校情報機器整備基金条例について	6
5	教育庁への私学振興業務の移管について	9
6	心の健康観察について	10
7	教職員の懲戒処分について	11
8	ラーケーションについて	12
9	県立高等学校改革プラン実施プランⅡ期について	13
10	里美野外活動センターの民間譲渡について	16
11	令和6年度主要施策の概要について	17

令和6年3月14日

教 育 庁

1 学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

使用料等(美術館・博物館、生涯学習センター及び青少年教育施設の入館料、利用料金等)については、原則3～4年毎に見直しを検討しているが、令和6年度が見直し時期にあたることから、電気料金の高騰などを踏まえ、受益者負担の適正化を図るもの。

あわせて、令和4年に成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、料金区分の見直しを図るもの。

2 内容

(1) 使用料等にかかる改定率

12.8% (平成11年から令和5年の消費者物価指数の伸び率)

(2) 成年年齢の引き下げを踏まえた料金区分の見直し

18歳に達する年度を超えた者について、一般料金を適用

別添新旧対照表のとおり

3 施行日

令和6年10月1日

【主な改正内容】

- ・自然博物館の入館料(常設展)
児童生徒等 100円 → 110円
- ・県南生涯学習センター多目的ホールの利用料金(午前利用)
学習団体等 5,370円 → 6,050円
- ・中央青年の家の利用料金(一泊利用)
児童生徒等 190円 → 210円

2 茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（使用料等の改定）

1 改正の理由

使用料等については、原則 3 ～ 4 年毎に見直しを検討しているが、令和 6 年度が見直し時期にあたることから、改定作業を行ったところ、電気料金の高騰などを踏まえ、今回、県営ライフル射撃場の利用料金の改定を行おうとするもの。

2 内容

使用料等にかかる改定率

12.8%（平成11年から令和 5 年の消費者物価指数の伸び率）

別添新旧対照表のとおり

3 施行日

令和 6 年10月 1 日

3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

教育庁学校教育部 教育改革課

条例の名称	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定（改正）の理由・根拠	文部科学省による「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理 その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康 及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏ま え、所要の改正を行うもの
2 制定（改正）の目的	公立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等の規定につ いて、サービスを監督する教育委員会が定めるところにより行うこ とを条例に定める。
3 背景・必要性	・ 本県においては、これまでも働き方改革に係る施策に積極的 に取り組み、着実に時間外在校等時間を縮減してきた。 ・ 今後、働き方改革のさらなる推進を図るためには、教育委員 会、学校はもとより、地域との連携を含め、県民全体の意識醸 成が必要。
4 内 容	教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う 業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を 図るための措置について、教育職員のサービスを監督する教育委員会 の定めるところにより行うものとする旨を規定する条文（第 8 条）を追加するほか、所要の改正を行う。 【時間外在校等時間の上限】 1 ヶ月：4 5 時間以内 1 年間：3 6 0 時間以内
5 効果・影響	条例として全県的に取り組む指針（方針）を定め、労働環境に ついて法制的な枠組みを整えることで、働き方改革の機運をより 高め、教職員の健康と福祉の確保を図ることができる。
6 施行日	公布の日
7 参考事項	・ 教育職員の勤務時間の上限時間等を定めた文部科学省指針を 定め、各教育委員会において、条例・規則を整備し、在校等時 間の上限を定めることが重要（令和 2 年 1 月文部科学省通知）。 ・ 全国では、本県を含めて 5 県が条例未反映となっており、本 県以外の 4 県も令和 5 年度中に条例改正予定。

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の サービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を 図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舍指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

＜基本とする時間＞

○在校している時間

＜加える時間＞

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

＜除く時間＞

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

○上限時間

- ①**1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**
- ②**1年間の時間外在校等時間について、360時間以内**

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内
（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）

○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。
校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。
計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - －在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - －終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

○留意事項

(1) 上限時間について

- ・本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではない。

(2) 虚偽の記録等について

- ・在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

- ・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

(4) 都道府県等が講ずべき措置について

都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 文部科学省の取組について

文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実に図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各サービス監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

○附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。

4 茨城県公立学校情報機器整備基金条例について

教育庁学校教育部 教育改革課

条例の名称	茨城県公立学校情報機器整備基金条例【新規】
1 制定（改正） の理由・根拠	国の令和５年度補正予算により、公立学校における情報機器の着実な更新を行うため、県単位で基金を造成することが示されたことから、条例を制定するもの。
2 制定（改正） の目的	G I G A スクール構想における１人１台端末等の情報機器を計画的に整備するため、国の補助金を基金により管理し、補助等を実施するもの。
3 背景・必要性	１人１台端末等の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、今後５年程度をかけて計画的に更新するため。
4 内 容	県又は市町村が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における情報機器の整備を図るため基金を設置 (１) 県又は市町村が設置する小学校、中学校等において整備される児童生徒１人１台端末の購入に係る補助 (２) 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置の整備に係る補助 (３) 県が(１) 及び(２) の補助事業を実施するために必要な事務に係る経費
5 効果・影響	計画的・効率的に情報機器を整備することにより、故障時等においても子供たちの学びを止めずに、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを推進することができる。
6 施行日	公布の日
7 参考事項	○ 本条例は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。 ○ 参考資料 ...「茨城県公立学校情報機器整備基金条例の制定」

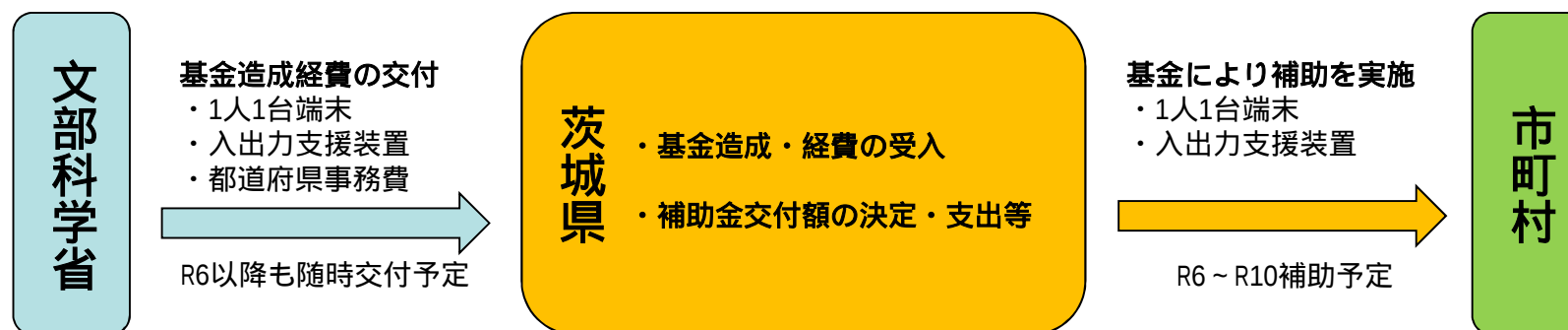


茨城県公立学校情報機器整備基金条例の制定

教育庁学校教育部教育改革課ICT教育推進室（029-301-5308）

県内公立学校の義務教育段階の児童生徒向け1人1台端末等について、計画的な更新を推進するため、国のR5補正予算に基づき、整備費を管理・運用するための基金に係る条例を制定します。

1 基金のイメージ



2 補助内容

(1) 1人1台端末整備に要する経費の補助

補助基準額：55,000円/台 予備機：15%以内 補助率：2/3

(2) 入出力支援装置整備に係る経費の補助（身体等に障害のある児童生徒に対応する操作支援機器）

補助率：10/10

R6～R10の1人1台端末の整備見込み（市町村分含む）：約24.9万台 約139億円

5年間で、整備全体の2/3にあたる約93億円を基金として造成予定

（R5中には、その2割の額に当たる約18億円を受入）

第96号議案

茨城県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第1条 県又は市町村が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における情報機器の整備を図るため、茨城県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の資金に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この条例が効力を失う際に基金に属する現金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

令和6年3月5日提出

茨城県知事 大井川 和彦

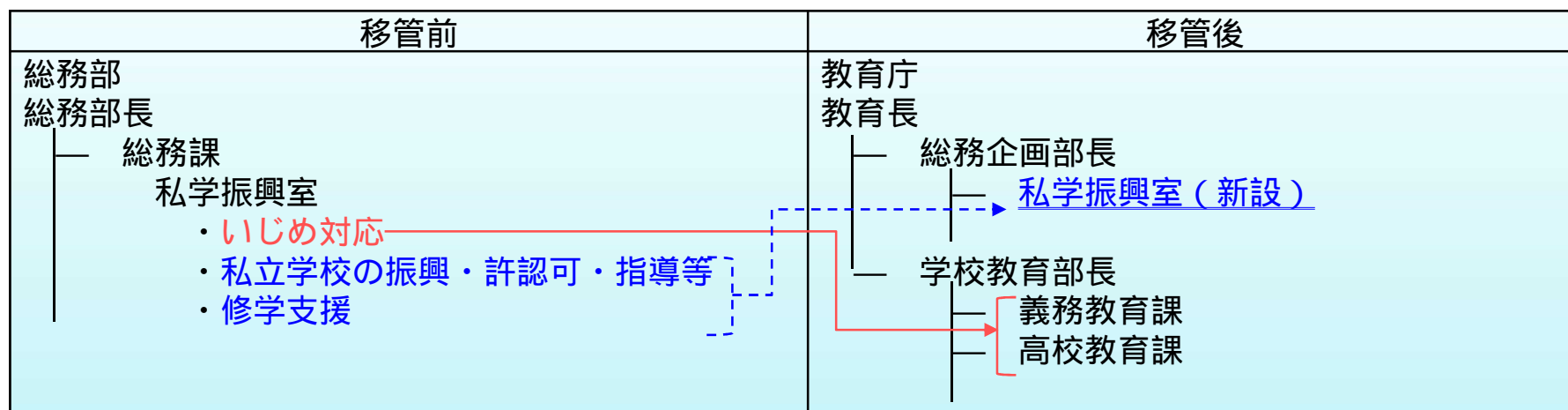
5 教育庁への私学振興業務の移管について

1 ねらい

私学振興に関する事務を、総務部から教育庁に移管（補助執行）し、「県民から分かりやすい執行体制を確立」するとともに、いじめ事案など、社会問題に一体的に対応する。

2 組織・分掌事務

- 私学振興業務のうち「いじめ対応業務」については、公立学校における同業務の担当部署である義務教育課及び高校教育課に配置している教員出身者の専門的知見を生かして対応する。（R5.12.15～）
- その他業務については、総務企画部に担当部署となる「私学振興室」を新設して対応する。（R6.1.1～）



6 心の健康観察について

1 現状と課題

現状

いじめ、不登校等、様々な困難を抱える児童生徒が増加している。国は、いじめ、不登校等、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援の一つとして、1人1台端末を活用した「心の健康観察」を推奨している。

課題

- ▲ 有償アプリを導入する場合、市町村の費用面での負担が大きい。
- ▲ 無償アプリを活用して作成する場合、教員に高いICT活用能力が求められる。

2 対応

無償版の「心の健康観察」を県が作成し、活用を促すことで、児童生徒の心や体調の変化や児童生徒が発するSOSについて、その早期発見、対応の充実に図る。



3 取組の内容

➤ 児童生徒は…



Google Formsでアンケートに回答する。

例)

- ・ 朝自習や学活の時間に学校で入力、あるいは、家庭で入力する。
- ・ 夏休み明け前など、長期休業日に実施する。等

いばらき「心の健康観察」

gikyoku@edu.pref.ibaraki.jp アカウントを切り替える

共有なし

* 必須の質問です

学年 *

選択

この質問は必須です

学級 *

選択

この質問は必須です

☹️ ☺️ ☔

➤ 教員は…

学級人数	5	1	2	3
「注意」表示者の人数	0	2	3	
「注意」表示者の%	0%	20%	60%	
年組番	名前	1	2	3
221				
222			注意	
223			注意	
224				
225		注意	注意	

225さんが気になりますね。状況をSCさんと共有して、つないでみてはどうでしょう。



222さんが晴から雨で「注意」になっている。授業中の発問を丁寧にしてみよう。



- ・ 児童生徒の心身の状況を**一覧で把握**することができる。
- ・ **心の状態に応じて、校内の組織的な支援**につなげる。
- ・ **必要に応じて専門機関等と連携した対応**に移行する。
- ・ **授業中の発問や声掛けの際、配慮するなど、指導の個別化**に生かす。

等

7 教職員の懲戒処分について

学校教育部義務教育課

校長による「入学志願者調査書」誤記の隠ぺい

項 目	内 容
対 象 職 員	水戸市立中学校 校長 ()
事 件 概 要	令和5年7月に、当該中学校において、令和4年度卒業生から申請のあった「成績証明書」を交付する際に誤記が判明したことから、念のため、市教育委員会において、当該中学校の令和4年度卒業生全員の「入学志願者調査書」の保存データを確認したところ、他の生徒1名の評定に誤記があり、そのまま高等学校に提出していた可能性が確認された。 当該中学校は令和5年3月の合格発表の数日前に、高等学校に提出した「入学志願者調査書」に誤記の可能性があったことを認識していたにもかかわらず、「時期的に訂正は難しい。」と判断し、校長は、高等学校への連絡及び市教育委員会への報告を怠っていた。
処 分 内 容	停職1月
処 分 年 月 日	令和5年12月25日

8 ラーケーションについて

1 概 要

- 児童生徒が、家庭や地域など校外における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保するための制度
- 年5日以内に限り、保護者等の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席とならない
- 対象：全県立中学校、高等学校及び中等教育学校（107校）
実施意向のある市町村の小学校、中学校等

2 体験活動の例

平日ならでは！
水族館や博物館に行こう

興味のある施設に行き、
時間をかけてじっくりと見
学や体験をする



気分は研究者！
レポートを書いてみよう

興味のあることや疑問を
もったことについて調べ、
レポートを書き、コンテス
ト等に応募する



学校体験！
普段の様子を見に行こう

普段の大学や専門学校の
様子を見学する
大学図書館や周辺の街の
雰囲気も味わう



将来について
お家の人に話してみよう

お家の人と休みを合わせ、
将来についての思いや悩み
などについてじっくりと話
し合う



9 県立高等学校改革プラン実施プラン 期について 2024年1月公表

1 再編の方向性（基本的な考え方）

（1）中学校卒業生数の変動

- 原則として募集学級数の調整により対応
- 3学級以下校であっても、志願状況等に応じて、さらに学級減を実施

（2）学校の小規模化への対応

- 高等学校同士での共同の学びを推進
- 新たに 学校連携型キャンパス制（統合なし）をモデル的に実施

（3）募集学級数の調整が困難な場合

- 地域の意見等に十分配慮しつつ、統合や分校化を検討

2 再編の定義

統合	改編統合【従前】	対象校（2校）の統合により新校を設置するもので、原則として、課程・学科等の改編を伴うもの
	機能統合【新設】	対象校（1校）が培ってきた 特色ある取組（教育活動）を、統合先の学校に継承・発展させる もので、原則として、課程・学科等の改編を伴わないもの
学科改編		対象校（1校）の課程・学科等の改編を行うもの
分校化		対象校（1校）を本校となる他の高校と統合した上で、対象校を分校とし、対象校の校舎・校地を引き続き利用するもの
単独閉校		統合せずに対象校（1校）の募集を単独で停止するもの
閉課程		複数の課程を併置する対象校（1校）のいずれかの課程の募集を停止するもの
学校連携型キャンパス制【新設】		将来を見据えた学校の活力向上を図るため、 統合せずに、近隣の対象校（2校）が連携・交流する もの

9 県立高等学校改革プラン実施プラン 期について 2024年1月公表

3 実施内容

(1) 統合（機能統合）

実施年度	エリア区分	主な改編内容（数字は学級数）	
2025 R7		明野 普通 2 真壁 普通 1 農業・環境緑地 1 食品化学 1 真壁 普通 1 農業・環境緑地 1 食品化学 1 明野高校普通科 商業・情報コース スポーツコース 生活コース 進学コース 機能統合先 真壁高校普通科 キャリア・デザインコース 人文・自然科学コース	明野高校 2026年度末 閉校（2027年3月）〔生徒募集は2024年度入学者選抜まで〕

(2) 閉課程

実施年度	エリア区分	対象校（数字は学級数）	主な実施内容
2025 R7		太田第一 （定時制）普通 1	定時制課程の募集停止 2027年度末 閉課程（2028年3月） （生徒募集は2024年度入学者選抜まで）

(3) 学校連携型キャンパス制

実施年度	エリア区分	対象校（数字は学級数）	主な実施内容
2025 R7		結城第一 普通 3 鬼怒商業 商業 3 情報ビジネス 1	学校連携型キャンパス制の導入（統合なし） 遠隔授業 合同での探究活動、学校行事、部活動 外国人生徒支援

9 県立高等学校改革プラン実施プラン 期について 2024年1月公表

4 募集定員、入学者数、欠員数等の状況（2024年度選抜：全日制85校1分校）

[単位：人]

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2023 - 2019	2024年
中学校卒業者数	26,976	26,325	25,061	25,873	25,554	▲ 1,422	25,295
前年比	▲ 478	▲ 651	▲ 1,264	+ 812	▲ 319	-	▲ 259
募集定員	19,070	18,790	18,190	17,750	17,710	▲ 1,360	17,470
入学者数	17,919	17,131	16,273	16,359	15,945	▲ 1,974	-
欠員数	1,151	1,659	1,917	1,391	1,765	+ 614	-
欠員のある学校数 (分校含む)	46校	55校	59校	54校	55校	+ 9校	50校 (暫定値)

3/12現在

5 今後の中学校卒業者数（推計）

	2023年	2024年	2025年	2026年	2030年 <R12年>	2030 - 2023	[単位：人]
中学校卒業者数	25,554	25,295	25,201	24,442	23,129	▲ 2,425	← 60学級分
前年比	▲ 319	▲ 259	▲ 94	▲ 759	-	-	

(参考) 3学級以下校 [19校]
2024年度 募集校 (全日制)

磯原郷英、大子清流、小瀬(2)、常陸大宮、水戸桜ノ牧常北校(1)、那珂湊、海洋、大洗、茨城東、
玉造工業、波崎柳川、石岡商業、竜ヶ崎南、筑波、真壁、明野(2)、結城第一、総和工業、三和

10 里美野外活動センターの民間譲渡について

1 譲渡に至る経緯

県立青少年教育施設の再編方針について、令和5年第2回定例会で審議いただき、令和5年第4回定例会において施設を廃止する条例改正案が可決された。

その後、議会において、民間譲渡の方針等について審議いただき、プロポーザル方式による公募を実施することとした。

2 公募の概要

- ・ 企業からの提案内容の実効性を高めるため、譲渡後5年以内の所有権移転を禁じている。
- ・ 利活用計画・運営能力・地域貢献の視点で審査し、優先交渉権者を決定。
- ・ 最低売却価格 10,000円
- ・ 令和6年3月11日 県報により公告

3 今後のスケジュール

- | | |
|----------|------------------------|
| ・ 令和6年5月 | 公募終了、審査委員会開催（優先交渉権者決定） |
| 6月 | 県議会第2回定例会 文教警察委員会報告 |
| 7月 | 正式譲渡 |



1 1 令和6年度主要施策の概要について

	頁
令和6年度主要施策の概要について	18
歴史館魅力向上事業	32
民俗文化財活性促進事業	33
私立高等学校等経常費補助事業	34
県内公立学校情報機器整備関連事業	35
外国人児童生徒日本語教育支援事業	36
外国語指導助手招致事業	37
高等学校DX加速化推進事業	38
高等学校外国人生徒支援事業	39

1 1 令和6年度主要施策の概要について

1 次世代を担う「人財」

(1) いばらき版高等学校「道德」教育推進事業（高校教育課） 【予算額：897 千円】

各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、学校の指導体制と教員研修を充実させ、学校の教育活動全体を通じた道德教育の円滑な実施を図る。

道德教育全体計画の作成及び豊かな心育成コーディネーターの選任

- ・ 校長の方針の下に、各学校において道德教育全体計画を作成
- ・ 道德教育推進教師として「豊かな心育成コーディネーター」を選任

豊かな心育成コーディネーター研修の開催

- ・ 全校の豊かな心育成コーディネーターを対象に、校内における道德教育の中心的存在とという役割を理解し、校内での協力体制の充実に資するよう研修を実施

道德教育に係る授業実践の報告

- ・ 各学校における道德教育の実践事例を集約

道德教育におけるゲストティーチャーの活用

- ・ 企業や地域社会で活躍している人物等を探究活動等で活用することにより、「真理の探究、創造」や「社会参画、公共の精神」といった生徒の道德性を育成

道德教育推進委員会の開催

- ・ 県教育委員会が、学識経験者、PTA連合会員等を委員とし、高等学校における道德教育の在り方を検討するため道德教育推進委員会を開催

(2) 県立学校給食実施事業（保健体育課） 【予算額：133,899 千円】

調理場を有しない県立学校について、市町村や給食事業者へ給食調理及び配送等の業務を委託することで、市町村等の調理場から給食を提供し、児童生徒の健康の保持増進と食育の推進を図る。

- ・ 対象校 附属中学校9校、中等教育学校2校、特別支援学校1校 計12校

(3) 小学校口腔衛生推進事業（保健体育課） 【予算額：2,520 千円】

学齢期からの口腔の健康を維持することを目的に、小学校においてむし歯予防に効果があるフッ化物洗口に取り組む。

- ・ 対象 公立小学校の児童
- ・ 事業内容 実施に係る費用を補助

(4) 次世代グローバルリーダー育成事業（義務教育課） 【予算額：56,712 千円】

グローバル社会で活躍する力を備えた「人財」を育成するため、学習意欲が高い中高生を対象に、オンライン英語講座（聞く・読む・話す・書くの4技能及び英語による小論文）や探究力育成講座、集合研修会、海外大学留学生との交流プログラム等を2年間提供する。

高い英語力の育成

- ・ オンライン英語講座（グループ）
- ・ 英語エッセイ講座

価値の創出

- ・ 世界の第一線で活躍する人材との交流
- ・ イングリッシュキャンプ等の実施
- ・ 課題解決のための探究活動

異文化交流

- ・ 海外大学留学生との交流
- ・ 大学等の専門家による研修
- ・ ワールド・スカルーズ・カップ等への参加

(5) 中学生の英語発信力向上事業 (義務教育課) 【予算額：40,392 千円】

中学校等の授業を改善し、生徒の英語 4 技能を総合的に育成することで、英語で発信する力を強化し、グローバル人材の育成を図る。

英語アセスメントテスト

- ・ 対象：全公立中学校 2 年生
- ・ 内容：アセスメントテストを活用して、生徒の学びを可視化し、自己調整学習へ活用するとともに、指導改善報告書の作成と好事例の共有により、授業の改善を図る。

(6) 外国語指導助手招致事業 (高校教育課) 【予算額：401,003 千円】

A L T との実践的なコミュニケーションにより、英語で思考・議論できる「グローバル人材」を育成するため、県立高校等の A L T を中高一貫教育校等に重点的に配置し、新たな活用方法を取り入れる。

- ・ オールイングリッシュによるディベートやディスカッションの授業
- ・ A L T が自分の大学時代の専攻を生かし、英語以外の教科での授業
- ・ A L T が自分の出身国の文化について昼食時や放課後にレクチャー
- ・ 留学からの帰国生や海外大学進学を希望する生徒に対する個別指導
- ・ 校内の英語教員研修に A L T を活用

(7) 国際社会で活躍できる人材育成事業 (高校教育課) 【予算額：16,787 千円】

生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成するため、留学の促進や国際教育の充実を図ることにより、加速するグローバル化に適応し、国際舞台で活躍できる有為な人材の育成を図る。

ディベート・チャレンジ

- ・ ディベート県大会の開催、審査員養成研修

留学・国際交流促進事業

- ・ 海外留学経費の支援

茨城県高校生国連グローバルセミナー

- ・ A L T によるスキルトレーニング
- ・ 国連大学におけるセミナー（講義、国連職員や留学生との交流）

WWL コンソーシアム構築支援事業

- ・ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供

(8) プログラミング・エキスパート育成事業 (高校教育課) 【予算額：45,873 千円】

インターネット等を活用して、全国トップレベルのプログラミング能力をもつ中高生を育成するとともに、多くの生徒がプログラミングに興味を持つような学習サービスを提供する。

プログラミングに高い意欲・能力を有する中高生を支援

プログラミングで未来を創造する人材（エキスパート）を育成

ア オンライン学習（大学教授等による個別指導）

イ 優秀なクリエイターとの交流等

プログラミングに興味がある中高生を支援

プログラミングのすそ野を拡大
「情報」のプログラミングサポート
県立高校等で令和4年度から開講する「情報」の履修者に、授業で学習するプログラミングの理解促進、自学での学習支援ができる補助教材の提供
情報分野の専門家による授業支援
「情報」を開講する県立高校等に、プログラミング等を指導する外部人材を講師として派遣。ティーム・ティーチングで授業を行う。

(9) いばらきサイエンスキッズ育成事業（義務教育課） 【予算額：2,085 千円】

将来の科学技術を担う「人財」を育成するため、教員の指導力を高め、理科授業の質を向上させるとともに、探究的な活動を充実させることにより、児童生徒の科学への興味・関心を高め、理科の学力向上を図る。

理科授業の質の向上

- ・ 小学校における理科専科教員等による授業公開
 - ・ 効果的な指導法プレゼンテーション大会の開催
- 探究的な活動の充実
- ・ 外部の専門家等との連携による科学研究作品展の開催
 - ・ 科学の甲子園ジュニア県大会の開催

(10) 未来の科学者育成プロジェクト事業（高校教育課） 【予算額：11,248 千円】

最先端科学技術の現場にふれさせる活動等を通して、科学に対する興味・関心を高め、未来の科学者を志向する人財の育成を図る。

高校生科学体験教室（対象：高校2年生）

- ・ 夏季休業中3日間（オンライン1日を含む）、理系大学の研究室で体験学習（インターンシップ）を実施

高校生科学研究発表会

- ・ スーパーサイエンスハイスクールや科学系部活動等で研究活動を実践している生徒によるポスター発表会の開催

科学系コンテスト参加者強化トレーニング

- ・ 探究的な実験や発展的な内容の講義・実験技能のトレーニング

科学の甲子園茨城県大会

- ・ 科学の甲子園全国大会に本県代表として参加する学校を決定

スーパーサイエンスハイスクール

- ・ 理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発
- ・ 大学や研究機関等との効果的な連携方策についての研究

(11) IBARAKI ドリーム・パス事業（生涯学習課） 【予算額：19,108 千円】

高校生等を対象に、自分の夢実現や地域の課題解決に向けた企画立案・実践活動を通して、高い創造意欲を持ち、リスクに対しても積極的に挑戦できる力を育成する。

企画提案募集

- ・ 高校生等が夢の実現や地域課題の解決に向けた企画を提案

スタートアップチャレンジ講座

- ・ 起業家等による講演会の実施、企画提案書作成等の講座の実施

課題解決への挑戦

- ・ 審査会を実施し、戦略チーム（16チーム程度）を選考

- ・ チャレンジ（実践活動）

戦略チームに活動資金を提供し、企画提案をもとに実践活動

大学生等による実践活動のサポート

- ・ 中間報告会の開催
- ・ プレゼンテーション大会の開催
- ・ 実践活動の成果についての発表
- ・ 企業や行政機関等とのマッチングの実施
- ・ ステップアップチャレンジ
- ・ 最先端の研究や技術に触れる機会を提供し、継続活動を支援

(12) 大学進学率アッププロジェクト事業（高校教育課） **【予算額：36,600 千円】**

産業構造の変化により、高等教育の必要性がこれまで以上に増すことが予想されるため、A Iドリル等の活用により基礎学力を向上させるほか、進学講演会で進学の機運を醸成するなど、県全体の4年制大学進学率を向上させる取組を推進する。

大学進学講演会

- ・ 大学教授や予備校講師等による講演
- ・ 保護者、生徒を対象に年間3回実施

学力データ分析

- ・ 年間2回の基礎学力調査の実施
- ・ 専門業者による分析及び年間3回の教員研修会の実施

A Iドリルの活用

- ・ 学びの個別最適化（苦手分野の克服、学習習慣の定着）
- ・ 到達目標と学習計画の設定
- ・ 1人1台端末の活用

(13) いばらきっ子郷土検定事業（生涯学習課） **【予算額：2,581 千円】**

中学2年生を対象に茨城県独自の郷土検定（「歴史」「文化・人物」「生活・自然」「商工業・観光物産」「農林・水産業」等の分野から出題）を行い、子どもたちが楽しみながら本県の伝統や文化等を学ぶことにより、子どもたちの郷土への愛着心や誇りに思う気持ちを育む。

市町村大会（各市町村・中学校で実施）

- ・ 時期：令和6年11月
- ・ 方法：中学校において「総合的な学習の時間」等に実施
- ・ 問題：市町村問題（市町村にちなんだ問題）・県問題（全県的な問題）
- ・ 認定 正答数に応じて1級～3級を認定

県大会（各市町村代表校等による対抗戦）

- ・ 時期：令和7年2月
- ・ 方法：市町村代表校44校及び国立・県立・私立の代表校1校の計45校による対抗戦により優勝校を決定
- ・ 問題：全県的な問題

郷土検定ドリル

- ・ 自主的な郷土学習を支援するためドリル機能をウェブサイトに掲載
- ・ 取組状況が実績として残る積み重ね機能やランキング機能等により、学習状況を個人単位で管理

郷土検定ウェブサイトの運営

- ・ 各市町村問題（25問）及び県問題（25問）の正答及び解説を掲載
- ・ 自動採点機能及び認定証（1～3級）の授与機能

(14) 県立学校未来の医師育成事業（高校教育課） **【予算額：14,488 千円】**

県立高校等に医学コースを編成し、将来の茨城の医療を担う医師の養成を図る。

医学コースを5校に編成
2年生から医学部進学希望者が共に学ぶコースを編成
対象校 日立第一、水戸第一、土浦第一、並木中等、古河中等
医学に関する研究会の開催（高校1年の学年から）
病院や大学等との連携による体験実習や講演会
外部連携による充実したサポート
予備校等と連携した面接・小論文指導等
習熟度別指導等の実施
合同セミナーの実施

(15) 高等学校DX加速化推進事業（高校教育課） **【予算額：140,000千円】**

DXハイスクール校としてデジタルものづくりなどの環境整備を推進し、高等学校段階におけるデジタルなど成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図る。

デジタルを活用した探究の推進

- ・ 大学、企業、地域等と連携した実践的な探究等の実施
- ・ 生徒の柔軟な発想を実体化できる高性能パソコン、3Dプリンタなどの環境整備
- ・ 指導に優れた教員と連携した遠隔授業等の実施

小規模校支援型遠隔授業の推進

- ・ 配信校から複数の小規模校に対して遠隔授業を実施

2 魅力ある教育環境

(1) GIGAスクール運営支援センター事業（教育改革課） **【予算額：12,349千円】**

ICTを活用した教育活動の本格導入に伴い、県立高等学校等の教職員に対する支援を実施することで、ICTを活用した教育水準の引き上げを図る。

- ・ 対象：県立高等学校等（特別支援学校等を含む）の教職員
- ・ 手法：問い合わせフォーム・メール・Google Meet 等による遠隔対応（一部現地対応）
- ・ 内容：ICT教育機材の活用支援、Google サービスの活用支援、無線LAN、端末等不調時の一次対応など

(2) 教育情報ネットワーク事業（教育改革課） **【予算額：241,456千円】**

県立学校と学校以外の教育機関を結ぶネットワークを構築するとともに、公立学校教職員の情報共有基盤として茨城県教育情報ネットワークを運用し、クラウド型のプラットフォームにより教育活動を支援するための環境を提供する。

- ・ ポータルシステム（公文書・教材データベース等）を提供
- ・ グループウェア（メール、オンライン会議、授業支援ツール等）を提供
- ・ テレワークシステム、勤怠管理システム、決裁システムを提供
- ・ 県立学校のWebサイトスペースを提供
- ・ 教育データを活用したダッシュボードの構築

(3) 県立学校情報セキュリティ強化事業（教育改革課） **【予算額：90,577千円】**

教職員一人ひとりの情報セキュリティ意識を高揚させるとともに、生徒の個人情報等を安心・安全に扱うことができるICT環境を構築することにより、教員の業務負担の軽減及び意識改革を図る。

- ・ 統合型校務支援システムの提供
- ・ 標的型不審メール攻撃対応訓練の実施
- ・ 情報セキュリティ担当者研修会の開催

(4) 県立学校先端技術活用教育推進事業 (教育改革課) 【予算額 : 292,268 千円】

県立高等学校等において、生徒が 1 人 1 台端末を活用できる環境を整備するとともに、教員の ICT 活用指導力の向上及び指導体制の充実を図ることにより、個別最適化された学習や遠隔教育、クラウドサービス等の先端技術を活用した教育活動を推進する。

- ・ 県立中学校及び中等教育学校前期課程の 1 人 1 台端末等の整備
- ・ 無線アクセスポイント等の運用保守
- ・ ICT 支援員の配置 (県立中学校等)
- ・ 授業目的公衆送信補償金

(5) 特別支援学校教育情報化推進事業 (教育改革課) 予算額 : 13,916 千円】

県立特別支援学校の ICT 環境を整備し、児童生徒の障害の状態や特性等に応じた学びの困難さの改善や、新しい方法での学びの拡大を図る。

- ・ タブレット端末等リース
- ・ 入出力支援装置の整備

(6) 茨城県公立学校情報機器整備補助事業 (教育改革課) 【予算額 : 570,295 千円】

GIGA スクール構想により整備した情報機器の更新について、市町村分を含め国の補助制度を活用し計画的かつ効率的な整備を実施する。

- ・ 県内市町村立学小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部において整備される 1 人 1 台端末の購入に係る補助
- ・ 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置の整備に係る補助

(7) 少人数教育充実プラン推進事業 (義務教育課) 【予算額 : 850,446 千円】

児童生徒一人一人に基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けさせるとともに、自ら学ぶ意欲や態度を育成するため、少人数学級とチーム・ティーチングによる本県独自の少人数教育を小学校及び中学校で実施し、きめ細かな指導体制の充実に努める。

楽しく学ぶ学級づくり事業 (対象 : 小学校)

1 ~ 5 年生 : 全学級 35 人以下学級 (国基準)

6 年生 : 35 人超 3 学級以上の場合... 1 学級増設し担任教諭 1 名を配置

35 人超 1・2 学級の場合... 各学級に非常勤講師 1 名を配置

中学校生活充実支援事業 (対象 : 中学校)

35 人超 3 学級以上の場合... 1 学級増設し担任教諭及び非常勤講師各 1 名を配置

35 人超 1・2 学級の場合... 各学級に非常勤講師 1 名を配置

(8) いばらき教員養成推進事業 (高校教育課) 【予算額 : 2,700 千円】

優秀な教員志願者を確保するため、教員の魅力を伝えるとともに、講義やワークショップ等の研修を通して次代を担う教員を育てる環境をつくる。

いばらき輝く教師塾事業

- ・ 対象 : 大学生・大学院生・講師
- ・ 教員志望の意欲を高めることと、教員として必要となる素養を高めることを目的に、実地研修やワークショップ等を実施する。

教職大学院との連携

- ・ 教育研修センターの指導主事による、教職大学院の演習補助
- ・ 教職大学院生による教育研修センター講座への協力
- ・ 教職大学院での研究の成果を各種研修で伝達

(9) 県立高等学校改革プラン推進事業 (財務課) 【予算額 : 377,593 千円】

県立高等学校改革プラン実施プラン 期第 2 部に基づく学科改編及びつくば市の中学校卒業生数増加への対応に係る学級増等に必要な施設設備の整備を実施する。

学科改編 : つくばサイエンス

学級増等 : 牛久栄進 (募集学級数の変更 (1 学級増))

筑波 (魅力づくり (コースの設置))

(10) I T ・サイエンス専科高校教育充実事業 (高校教育課) 【予算額 : 21,355 千円】

令和 5 年度に開校したつくばサイエンス高校 (つくば市) 、 I T 未来高校 (笠間市) において、外部専門家を活用した特色ある講座を実施するとともに、民間企業の知見を生かした中高連携の取組を実施し、それぞれの高校における教育内容等の充実を図る。

外部専門家の活用【つくばサイエンス、 I T 未来】

- ・ 各領域・分野の外部専門家 (大学教授、研究者、技術者等) を活用した本物を学ぶセミナーの実施

科学技術体験講座【つくばサイエンス】

- ・ 地域の中学生 (希望者) を対象とした、高校の実習室 (分析機器) を活用した科学技術体験講座の実施

科学技術協働研究 (探究ワークショップ) 【つくばサイエンス】

- ・ 地域の中学生 (希望者) とつくばサイエンス高校の生徒 (希望者) を対象とした、中高生合同の科学技術探究ワークショップの実施

(11) 教員の働き方改革総合推進事業 (教育改革課) 【予算額 : 1,695 千円】

教職員の働き方改革をさらに推進し、より質の高い授業を実施できるよう環境を整える。

働き方改革推進チームの設置

- ・ 各教育事務所に働き方改革推進チームを設置し、施策の推進や進捗状況等を各市町村教育委員会と共有し、働き方改革を推進する。

研修会の開催

- ・ 子供たちがより良い教育環境で学ぶことができるよう、教職員の意識改革や業務改善等を推進するための研修会を開催する。

(12) 運動部活動地域連携再構築事業 (保健体育課) 【予算額 : 305,510 千円】

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動指導員の活用、地域クラブ活動の研究を行い、望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境整備と地域移行を含めた部活動改革の推進を図る。

部活動の地域移行に向けた実証事業

- ・ 公立中学校の休日の部活動を地域クラブへ移行する実証事業

県立学校地域モデルクラブ実践事業

- ・ 県立学校の休日の部活動を地域クラブへ移行した実践研究

中学校部活動指導員の配置

- ・ 公立中学校に部活動指導員を配置

県立学校部活動指導員の派遣

- ・ 県立学校に部活動指導員を派遣

(13) 小中学校における遠隔教育実証研究事業 (義務教育課) 【予算額 : 11,631 千円】

高度な専門性や優れた指導力をもつ人材を活用した遠隔授業を実施することで、質の高い教育を実現し、児童生徒の学力の向上を図る。

ライブ配信（エリア型）

- ・ 1つの配信校から市町村内の複数の学校へ一斉配信
- ・ 小5、6、中1、2において、国語、算数・数学、英語で実施
- ・ 指導教諭等が授業を配信

動画配信

- ・ 小5、6、中1、2において、国語、算数・数学、英語、理科、社会で実施
- ・ 指導教諭等が動画を作成

高度な専門性をもつ人材による遠隔授業（エリア型）

- ・ 1つの配信校から1つの学校または複数の学校へ配信
- ・ 英語で実施

高度な専門性をもつ人材による遠隔授業（ピンポイント型）

- ・ 1つの施設から1つの学校へ配信
- ・ プログラミングで実施

（14）県立学校施設長寿命化推進事業（高等学校等）（財務課） 【予算額：4,037,708千円】

「茨城県立学校施設の長寿命化計画」に基づき、県立高等学校及び中高一貫教育校における予防保全の実施等により計画的に学校施設の長寿命化を進めるとともに、中長期的なコスト縮減・財政負担の平準化を図りつつ、安全・安心な教育環境の確保を図る。

（15）県立学校施設長寿命化推進事業（特別支援学校）（財務課） 【予算額：1,821,808千円】

「茨城県立学校施設の長寿命化計画」に基づき、県立特別支援学校における予防保全の実施等により計画的に学校施設の長寿命化を進めるとともに、中長期的なコスト縮減・財政負担の平準化を図りつつ、安全・安心な教育環境の確保を図る。

また、「県立特別支援学校教育環境整備計画（いばとくプラン）」に基づき、教室不足の解消を図るため、鹿島特別支援学校外2校において増築校舎を賃貸借するとともに、結城特別支援学校外5校において増築校舎の整備を進める。

（16）（仮称）神栖特別支援学校整備事業（財務課） 【予算額：24,696千円】

神栖市内から鹿島特別支援学校に通う児童生徒の通学に係る心身の負担軽減を図るため、同市内に特別支援学校を新設し、教育環境の向上を図る。

新設校の概要

通学区域：神栖市内全域

児童生徒数：150人程度

主な施設：校舎・体育館（延床面積7,200㎡程度）バスターミナル、運動場、園場 等

主なスケジュール

- ・ 2024年（令和6年）1月～ 基本設計・実施設計
- ・ 2025年（令和7年）7月～ 建築工事・備品設置等
- ・ 2027年（令和9年）4月 開校（予定）

2024（令和6）年度の主な事業内容

基本設計・実施設計、建設予定地の分筆・使用貸借契約締結、建築に係る各種申請 等

（17）特別支援学校スクールバス運行業務委託（特別支援教育課） 【予算額：2,225,634千円】

通学時における児童生徒の負担軽減を図るため、スクールバスを運行するとともに、介助員を乗車させ、乗降時や乗車中における子どもたちの安全確保に努める。

- ・ 運行学校数、運行コース数：19校、147コース
- ・ 介助員複数配置コース：67コース

(18) いじめ問題対策推進事業（義務教育課） 【予算額：45,078 千円】

いじめ等を早期に発見し、市町村・学校及び専門家と連携して、いじめ等の早期対応について支援する。

いじめ・体罰解消サポートセンターの運営

- ・ 「いじめ解消サポート相談員」の配置（各教育事務所内）
- ・ ホームページ上の「いじめなくそう！ネット目安箱」や電話等による相談、情報提供への対応
- ・ 警察OB等いじめ解消サポーターの派遣による支援
- ・ SNS活用相談の実施
- ・ LINE等のSNSを使った相談窓口の整備
- ・ スクールロイヤーの活用
- ・ 弁護士（スクールロイヤー）が、いじめ問題に係る法的助言やいじめ予防等のための教職員研修等を実施

(19) フリースクール連携推進事業（義務教育課） 【予算額：16,600 千円】

要件を満たすフリースクールに対し、人件費や活動費等の運営経費の一部を補助するとともに、フリースクールに通所する児童生徒のいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対して、授業料等の一部を補助する。

(20) 校内フリースクール設置促進事業（義務教育課） 【予算額：20,916 千円】

教室以外の居場所を確保し、教室に入りづらい生徒や不登校の状況にある生徒の多様な学びをサポートする校内フリースクールの運営を支援する。

- ・ 補助先：市町村教育委員会
 - ・ 補助率：1 / 2（1人当たりの上限871.5千円）
 - ・ 補助対象経費：運営員謝金、交通費 等
 - ・ 対象数：24校
- 不登校生徒の出現率等により選定

(21) スクールカウンセラー配置事業（義務教育課・高校教育課） 【予算額：301,172 千円】

臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小・中・高等学校等に配置・派遣し、児童生徒の問題行動等の未然防止と早期発見・早期対応を図る。

- ・ 配置計画：全公立小・中・高等学校等
- ・ 活動内容：児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言・指導

(22) スクールソーシャルワーカー派遣事業（高校教育課） 【予算額：4,284 千円】

学校からの要請に応じて、生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談体制の整備を図る。

- ・ 対象校：県立学校
- ・ 活動内容：児童生徒の状況の把握、学校内における支援体制の構築、保護者・教職員等からの相談対応等

(23) 生徒指導実践サポート事業（高校教育課） 【予算額：3,259 千円】

いじめ等の問題対応のために、外部専門家によるサポートチームを高等学校等に派遣して相談・支援にあたることで問題の早期解消を図る。

学校サポートチームの派遣

- ・ 学校からの要請に応じて、いじめ等の解決のために必要な専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー）をチームとして原則4回（1回あたり2

時間)派遣する。

専門家によるいじめ防止研修会等の開催(年10回)

- ・ 高等学校等の教職員等を対象に、弁護士等の専門家による研修会等を開催し、いじめの未然防止を推進する。

(24)「いばらき教育の日」推進事業(生涯学習課) 【予算額:1,000千円】

「いばらき教育の日を定める条例」の趣旨を踏まえ、「いばらき教育の日・教育月間」における県民の主体的な取組を促進するため、市町村や学校、地域、企業、団体が連携し、全県的な啓発活動を展開する。

- 「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウムの開催
- ・ 教育に関する基調講演会、パネルディスカッション等
- 「いばらき教育の日」推進協力事業所等登録制度
- ・ 子どもたちの活動をサポートする企業や民間事業所等を登録し、職場見学や社会体験活動の受け入れ等を実施
- 啓発活動
- ・ 関係機関等に対し、教育に関する主体的な取組を働きかけ
- ・ 取組内容についてホームページで周知

(25)地域の教育支援体制等構築事業(生涯学習課) 【予算額:30,768千円】

市町村が児童生徒を対象に実施する学習活動や体験活動を支援し、地域における教育への支援体制を構築する。

県推進委員会の設置及び研修会の実施

- ・ 学識経験者等による推進委員会の設置(委員:10名)
- ・ 市町村担当者・地域コーディネーター等対象の研修会の開催

地域における学習支援・体験活動

- ・ 市町村が実施する平日放課後等の学習支援事業や土曜日等の学習活動・体験活動に対する補助

(26)就学前教育・家庭教育推進事業(生涯学習課) 【予算額:1,590千円】

就学前教育・家庭教育推進アクションプランに基づき、幼児教育と小学校教育の円滑な接続や子どもの育ちについての理解を図るとともに、家庭教育に関する学びの機会や情報の提供による家庭教育の重要性の啓発に努め、就学前教育及び家庭教育の一体的な推進を図る。

幼児教育の推進体制構築に向けた人材の育成

- ・ 市町村幼児教育担当者及び保育者・小学校教員対象研修の実施

架け橋プログラムの検討

- ・ 検討委員会の開催
- ・ 資料作成・情報提供

市町村への個別支援

- ・ 市町村幼児教育アドバイザーへの相談対応や情報提供、協議会等への講師派遣
- ・ 市町村家庭教育支援担当者への相談対応や情報提供

「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報・啓発

- ・ 家庭教育応援ナビへの条例バナーの掲載

家庭教育応援ナビによる学びの機会と情報の提供

- ・ 子育てマンガ、子育てに役立つ動画、家庭教育支援資料、子育て相談Q & A、家庭教育コラム、ツイッターによる情報発信 等

子どもの発達段階に応じた「家庭教育支援資料」の活用

- ・ 保健センター等での健康診断や幼児教育施設、学校で開催する家庭教育学級等で活用
- ・ 外国語版を外国籍の保護者が参加する家庭教育学級や入学説明会等で活用

- 家庭教育を推進する人材の育成
- ・ 家庭教育関係者対象研修の実施

(27) 地域で支える家庭の教育力向上事業（生涯学習課） 【予算額：14,523 千円】

子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援等、幅広い支援を行うことで家庭教育の支援体制を構築し、家庭の教育力向上を図る。

就学前教育・家庭教育推進協議会の開催

- ・ 就学前教育・家庭教育推進アクションプランの進行管理
- ・ 就学前教育及び家庭教育の推進方策の検討

家庭教育を推進する人材の育成

- ・ 市町村家庭教育支援担当者及び家庭教育関係者対象研修の実施

家庭教育支援体制の構築

- ・ 各市町村の子育て支援団体や子育てサークル等に対し家庭教育支援チーム（文部科学省）への登録を働きかけ

訪問型家庭教育支援

- ・ 地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援の活動等に対する補助
- ・ 課題別（不登校等）専門家の市町村への派遣及び相談対応

(28) 医療的ケア支援事業（特別支援教育課） 【予算額：180,400 千円】

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康を維持し、安全・安心な学校生活を送ることができるようにするとともに、保護者の負担軽減を図る。

- ・ 肢体不自由特別支援学校に指導看護職員を配置：3校3人
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍校に看護職員を配置：12校49人
- ・ 教員及び看護職員を対象とした研修会の実施

(29) 特別支援教育充実事業（特別支援教育課） 【予算額：16,347 千円】

幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等における特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への指導や支援を充実するとともに、大学教授等の専門家や特別支援学校のセンター的機能の活用により、特別支援教育の充実と各教員の特別支援教育に関する専門性向上を図る。

特別支援教育巡回相談

幼児教育施設、小・中学校、高等学校等の要請に応じて、特別支援学校の特別支援教育巡回相談員を派遣する。

- ・ 対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校等
- ・ 内容：障害のある幼児児童生徒の指導方法や指導内容に関する助言・援助等

特別支援教育巡回相談員専門研修

特別支援教育巡回相談における相談・援助に関する実践的な知識・技能を身に付け、特別支援教育巡回相談員としての専門性向上を図る。

- ・ 対象：特別支援教育巡回相談員のうち、校長が推薦する者
- ・ 内容：事例検討研修、各校における特別支援教育巡回相談の現地研修

特別支援教育専門家派遣

専門的な助言等が必要な事案について、専門家（大学教授、医師、理学療法士等）を派遣する。

- ・ 対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等
- ・ 内容：個別の教育支援計画及び個別の指導計画等の作成・評価、具体的な支援方法や学習上の配慮、ケース会議における指導助言、授業改善に係る研修会の実施等

特別支援教育管理職研修会

- ・ 対象：新任の幼児教育施設等の園長（希望者）、小・中学校、高等学校等の校長

- ・ 内容：授業参観、研究協議等
特別支援教育指導者専門研修会
- ・ 対象：各市町村教育委員会指導主事等、各教育事務所指導主事等
- ・ 内容：専門家による講義、研究協議等
特別支援教育推進体制充実事業
- ・ 対象：公立幼稚園、小・中・特別支援学校の特別支援教育コーディネーター
- ・ 内容：公立中学校区を単位とする特別支援教育推進グループの設置による学校間の連携・協働体制の構築、特別支援教育推進リーダー研修の実施等
ICT活用エキスパート研修
- ・ 対象：県立特別支援学校教員
- ・ 内容：講義、研究協議、事例検討等

(30) 特別支援学校就労支援充実事業（特別支援教育課） 【予算額：2,299 千円】

県立特別支援学校における実践研究及び地域の経済団体や企業との連携等による職業に関する教育活動の工夫・改善と卒業生職場巡回訪問の充実を通じて、就労支援の充実を図る。

- ・ 対象：県立特別支援学校
- ・ 内容：就労支援連絡協議会の実施、拠点校による実践研究、卒業生職場巡回訪問、等

(31) 学校安全総合支援事業（保健体育課） 【予算額：3,123 千円】

学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、学校間の連携を促進する。

- ・ 県推進委員会の設置
- ・ モデル地域の設定（災害安全領域及び交通安全領域）
- ・ 地域をけん引する役割を担う拠点校の設定
- ・ 拠点校及び近隣校における組織的取組による安全管理及び安全教育の充実
- ・ モデル地域内の学校間連携体制の構築
- ・ 学校安全アドバイザーの派遣による学校安全推進体制に関する指導助言
- ・ モデル地域の取組の成果の普及

(32) 外国人児童生徒日本語教育支援事業（義務教育課） 【予算額：31,880 千円】

小中学校に日本語の初期指導から教科の学習を受けられるまで対応する「日本語指導教室」を開設し、日本語が話せない外国人児童生徒を公立小中学校にスムーズに受け入れる体制を強化する。また、在日外国人の学校（ブラジル人学校）との交流を推進する。

日本語指導教室の開設

- ・ 日本人教員と支援員による手厚い指導
- ・ 習熟度に応じた日本語指導を毎日実施（2～3時間）

ブラジル人学校へ支援と交流

- ・ ブラジル人学校へ日本人教員と支援員を派遣し、日本語指導の支援と交流
- ・ 公立小中学校との文化・スポーツ等の交流

3 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

(1) 図書館魅力向上推進事業（生涯学習課） 【予算額：2,935 千円】

県民の学びや交流、様々な活動の拠点として、カフェを活用したイベントのほか、文化、交流、芸術、学問等、教養の発信基地として「知の探究セミナー」を開催する等、県立図書館のさらなる魅力向上を図る。

(2) 美術館・博物館展示事業 (文化課) **【予算額 : 296,373 千円】**

美術館において国内外の優れた美術作品による展覧会、博物館において自然や歴史などに関するテーマを扱った企画展等を開催する。

- ・ 近代美術館 : 企画展「没後 100 年 中村彝展」 外 3 件
- ・ 天心記念五浦美術館 : 企画展「西田俊英展 不死鳥」 外 5 件
- ・ 陶芸美術館 : 企画展「魯山人クロッシング」 外 3 件
- ・ 歴史館 : 特別展「雪村 - 常陸に生まれし遊歴の画僧 - 」 外 3 件
- ・ ミュージアムパーク自然博物館 : 企画展「30 周年記念博物館展 (仮) 」 外 2 件

(3) 歴史館魅力向上事業 (文化課) **【予算額 : 38,300 千円】**

歴史館において民間発想による企画展示、イベント及び広報 P R 等を実施し、偕楽園との近接性を活かした文化観光施設としての魅力向上を図る。

(4) 歴史公文書デジタル化事業 (文化課) **【予算額 : 99,737 千円】**

歴史館が収集・保存する歴史公文書をデジタル画像化し、ホームページ上で閲覧に供することにより、歴史公文書の十分な活用を図る。

(5) 文化財等整備費補助事業 (文化課) **【予算額 : 53,922 千円】**

県民共有の財産である文化財について、その修理等に多額の費用が生ずる場合、費用の一部を県が補助し文化財所有者の負担を軽減することで、文化財の適切な維持管理と活用の充実に図る。

(6) 民俗文化財活性促進事業 (文化課) **【予算額 : 25,521 千円】**

歴史的・文化的価値を有する「お祭り」への支援を行うとともに、民俗芸能などの映像を収集・公開する「いばらきの郷土民俗芸能アーカイブス」を推進するなどし、本県の民俗文化財の活性化を図り、後世に継承していく。

(7) 埋蔵文化財センター普及啓発事業 (文化課) **【予算額 : 2,630 千円】**

埋蔵文化財センターいせきびあ茨城において、出土遺物を活用した公開展示、体験活動等を実施し、埋蔵文化財の保護と普及啓発を図る。

- ・ 事業内容 : 文化財の保存・管理、出土品の展示・公開、体験活動、出前授業、広報資料作成等

(8) 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業 (保健体育課) **【予算額 : 100,487 千円】**

全国、世界で活躍するトップアスリートを輩出するため、県スポーツ協会及び競技団体等と連携し、ジュニアアスリートの発掘・育成を中心とした選手強化を行う。

トップアスリートの育成

将来プロとして活躍できる可能性がある主な競技をモデルとし、トップアスリート育成システムの構築を図る。

ジュニアアスリートの発掘・育成等

運動能力が優れた子どもを育成選手として発掘し、計画的な育成プログラムの実施により、ジュニア選手の育成を図る。

指導者の確保・活用

国、大学、中体連、高体連等の機関と連携し、トップコーチの活用を図る。

(9) 県営体育施設設備整備事業 (保健体育課) **【予算額 : 294,529 千円】**

老朽化した県営体育施設について、計画的な改修等を行う。

- ・ 笠松運動公園 : 補助陸上競技場公認更新工事 外 5 件
- ・ 堀原運動公園 : 武道館トイレ配管等工事 外 1 件
- ・ 県営ライフル射撃場 : 場内照明 LED 化工事

4 自分らしく輝ける社会

(1) グローバル・サポート事業（義務教育課） 【予算額：11,783 千円】

市町村や関係機関、外部専門機関との連携強化を図り、日本語初期指導と支援体制を充実することで、将来、経済的・社会的に自立し、本県と母国の架け橋となるグローバル人材の育成を図る。

日本語初期指導及びキャリア教育の充実

- ・ 通訳・翻訳サポートスタッフ等の派遣
- ・ オンライン日本語初期支援(日本語指導教室非設置校在籍児童ステージ1レベル対象)
- ・ 包括支援コーディネーターの配置
- ・ 多言語進路ガイダンスの開催
- ・ 日本語指導担当者向け研修動画等の配信

日本語サポーターによる日本語習熟度に応じたオンライン等を活用した日本語支援

- ・ 対象：日本語指導教室非設置中学校等に在籍する日本語指導を必要とする生徒
- ・ 内容：日本語サポーターによるオンラインでの日本語支援

関係機関や外部専門機関との連携強化、地域の支援ネットワーク構築のための「帰国・外国人児童生徒連絡協議会」の開催

- ・ 対象：関係学校等管理職及び教員、市町村担当者、県及び市町村国際交流協会
- ・ 内容：大学教授等による講義、行政説明、関係機関との協議

(2) 高等学校外国人生徒支援事業（高校教育課） 【予算額：45,738 千円】

県立高校7校（重点校2校、支援校5校）において外国人生徒等への支援を充実し、日本語を母語としない生徒も個々の能力を発揮できる教育体制を構築することで、地域社会の担い手を育成する。

重点校：結城第一、石下紫峰

支援校：江戸崎総合、筑波、荳崎、結城第二、坂東清風

言語能力に応じた学習支援

- ・ 大学と連携した日本語アセスメントテスト（DLA）の実施、個別支援計画の作成、キャリア教育の充実【重点校】
- ・ 日本語能力等に応じた習熟度別学習を実施するための非常勤講師の配置【重点校】
 - 国数英などでの取り出し授業・ティームティーチング
 - 英語が得意な生徒に対する発展的な学習

- ・ 日本語指導支援員の派遣によるきめ細かな日本語指導の実施

学校生活の支援体制の構築

- ・ 外国人生徒支援コーディネーターの配置
- ・ 関係機関等と連携した母国語での通訳や翻訳、相談体制の構築、学校生活の支援に関する総合調整の実施



歴史館魅力向上事業（新規）

【R6当初予算額 38百万円】

教育庁総務企画部文化課芸術文化G（029-301-5454）

県立歴史館の文化観光施設としての魅力向上を図るため、民間発想による企画・イベントや広報PRを展開し、偕楽園エリアの誘客につなげます。

1 外部人材を起用した企画展示

「過去を学び未来を考える」をコンセプトに、民間ディレクターや有識者等の外部人材チームがプロデュースする企画展示・イベントを開催



【イベント例】
歴史的建物を活用したプロジェクションマッピング

2 出版社と連携したイベント・広報PR

漫画キャラクターや出版社の広報媒体を活用し、子どもやインバウンドへのアプローチを推進

「歴史クイズ&スタンプラリー」の開催

出版社のYoutubeチャンネル等での歴史館紹介動画の配信

【連携例】小学館「コロコロコミック」
との試行企画（2023年度）





民俗文化財活性促進事業（一部新規）

【R6当初予算額 26百万円】

教育庁総務企画部文化課
有形無形文化財 G（029-301-5449）

歴史的・文化的価値を有する本県の「お祭り」への支援などにより、民俗文化財の活性化を図り、後世に継承していきます。

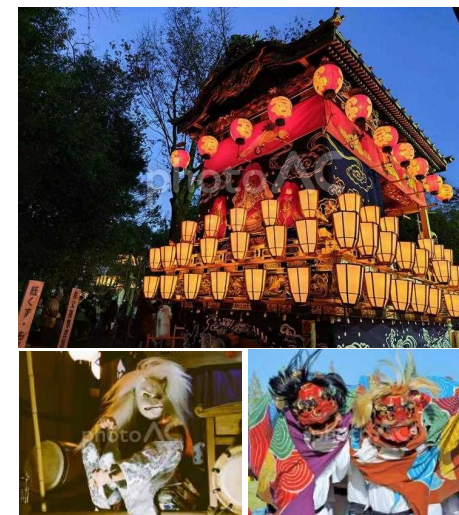
1 民俗文化財（お祭り）への助成（25百万円）【新規】

【内 容】民俗文化財としてのお祭りへの助成金
神事に係る部分を除く。

【対 象】無形民俗文化財を構成要素とする「お祭り」のうち、
歴史的・文化的価値、規模などにより、有識者委員会
が選定する5件程度

【助成先】お祭りの主催者（実行委員会等）

【助成額】一律500万円×5件程度



（写真はイメージ）

2 いばらきの郷土民俗芸能アーカイブス等（1百万円）

【内 容】県内の民俗文化財に係る映像収集・公開等



私立高等学校等経常費補助事業（継続）

【R6当初予算額 10,302百万円】

教育庁総務企画部 私学振興室（029-301-2249）

各私立学校の建学の精神にもとづく自主性を重んじるとともに、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発展を図るため、経常的経費に対する補助を行う。

【事業内容】私立学校の経常的経費に対する補助

補助対象校及び予算額（対象校数は令和5年5月1日時点、単位：千円）

学校種	対象校数	R5年度予算額	R6年度予算額
高等学校（全日制）	24校	7,697,500	7,774,272
中等教育学校	3校	456,240	468,926
中学校	10校	1,236,965	1,217,149
小学校	7校	692,798	681,909
高等学校（狭域通信制）	3校	113,708	148,576



補助単価（児童生徒1人当たり、単位：円）

	高等学校 （全日制）	中等教育学校		中学校	小学校	高等学校 （狭域通信制）
		後期	前期			
R6年度	381,653		350,057		348,446	81,905
R5年度	377,532		346,101		344,504	80,988
増減額	4,121		3,956		3,942	917



このほか、授業目的公衆送信補償金制度を活用した私立学校に対し、在籍児童・生徒数に応じた金額を加算（10,758千円）



県内公立学校情報機器整備関連事業

【R6当初予算額 877百万円】
(R5当初予算額 149百万円)

教育庁学校教育部教育改革課ICT教育推進室(029-301-5308)

義務教育段階の学習者用1人1台端末等を計画的に更新し、先端技術を活用した質の高い教育を推進します。

○事業内容

国補助金を原資にして造成した基金を活用して以下の事業を実施



茨城県公立学校情報機器整備補助事業(570百万円)【新規】

- ・県内市町村立学校向け端末購入費用補助 15,552台
(補助基準額:55千円、国2/3)



県立学校先端技術活用教育推進事業(293百万円)

- ・県立中学中等前期向け端末更新 1,794台
- ・県立中等後期、高校向け端末購入補助(上限27,500円) ほか



特別支援学校教育情報化推進事業(14百万円)

- ・県立特別支援学校向け入出力支援装置(視線入力装置、スピーカー等)の整備
(国10/10)
- ・県立特別支援学校向けタブレット端末整備 ほか

外国人児童生徒日本語教育支援事業について

1 現状と課題

現状

2022年度の調査において、義務教育を受けるべき、学齢相当の人数は3,742人と過去最高である。特に、常総市は、市全体の人口の約10%が外国人という状況であり、本県の中で最も高い人口比（%）となっている。

課題

- ▲ 公立小中学校に就学し、円滑に学校生活をスタートできる支援体制の構築（生活言語）
- ▲ 進学・就労につながる「日本語習得」への対応（学習言語）

3 取組の内容

2 対応

- (1) 日本語が話せない外国人児童生徒を公立小中学校にスムーズに受け入れる体制強化
- (2) 在日外国人の学校と交流促進

常総市をモデル市とし、日本語指導が必要なブラジル人児童生徒が多い地区の学校をモデル校とする。



取組① 日本語指導教室の開設

- 習熟度に応じた日本語指導を毎日実施し、日本語のレベルアップ

○水海道中・学区内小学校



○水海道西中・学区内小学校



訪問支援
月1～2回

【小学校 1日2時間】

【中学校 1日3時間】

※ 教材については、常総市教育委員会と連携し、準備

取組② ブラジル人学校への支援・交流

- 日本人教師と支援員による、日本語の訪問指導の実施（月1～2回）



- 公立小中学校へ、ブラジル人学校児童生徒の交流受け入れ（学期1回）



外国語指導助手招致事業

【R6当初予算額 401百万円】
(R5当初予算額 296百万円)

教育庁学校教育部高校教育課指導 G (029-301-5260)

県立高等学校等における外国語指導助手（A L T）の配置を拡充し、生きた英語によるコミュニケーション中心の授業を推進します。

県立高等学校等へのA L Tの配置

【目 的】

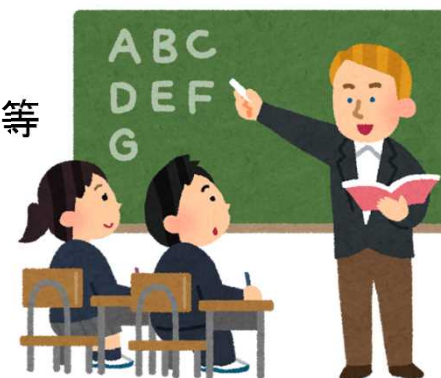
グローバル社会で活躍する「人財」の育成に向けて、高等学校等における外国語教育を強化

【内 容】

- A L Tの配置を拡充し、授業内外で新たな活用
《R5 64人 R6 85人》

（活用例）

- ・ オールイングリッシュによるディベート/ディスカッションの授業
- ・ A L Tが自分の大学時代の専攻を生かし、英語で他教科の授業
- ・ 出身国の文化に関するセミナーを放課後に実施
- ・ A L Tが生徒と昼食を食べながら英会話
- ・ 留学・海外大学進学を希望する生徒に対する授業外の個別指導
- ・ 校内の英語教員研修にA L Tを活用





高等学校DX加速化推進事業（新規）

【R6当初予算額 140百万円】

教育庁学校教育部高校教育課指導G・高校教育改革G

（029-301-5260・5204）

高等学校段階において、デジタルなどの成長分野を支える人財育成を強化するため、DXハイスクール校として環境整備を推進します。

1 デジタルを活用した探究の推進（120百万円）

【内 容】

大学、企業、地域等と連携した実践的な探究等の実施
・大学教授や研究者等による講演会、デジタル機器活用研修会 等

生徒の柔軟な発想を実体化できる環境の整備

・高性能パソコン、3Dプリンタなどの整備 等

指導に優れた教員と連携した遠隔授業等の実施

・収音マイク、広角外付けカメラなど遠隔配受信機器の整備

【対象校】県立高等学校等12校



2 小規模校支援型遠隔授業の推進（20百万円）

【内 容】小規模校における遠隔授業の実施

・大型ディスプレイなど配信用及び受信用機器の整備

【対象校】配信校1校及び受信校（小規模校複数）





高等学校外国人生徒支援事業

【R6当初予算額 46百万円】
(R5当初予算額 27百万円)

教育庁学校教育部高校教育課指導 G (029-301-5260)

県立高等学校において外国人生徒も個々の能力を発揮できるよう学校生活の支援体制や日本語指導体制を強化することで、地域社会の担い手を育成します。

1 外国人生徒支援コーディネーターの配置 (17百万円)

- ・ 通訳派遣や翻訳支援など、学校生活に必要な支援を実施
[重点校 2 校] 各 1 人配置 [支援校 5 校] 1 人配置 (巡回)

2 日本語能力の把握・日本語指導の助言 (3百万円) 重点校のみ

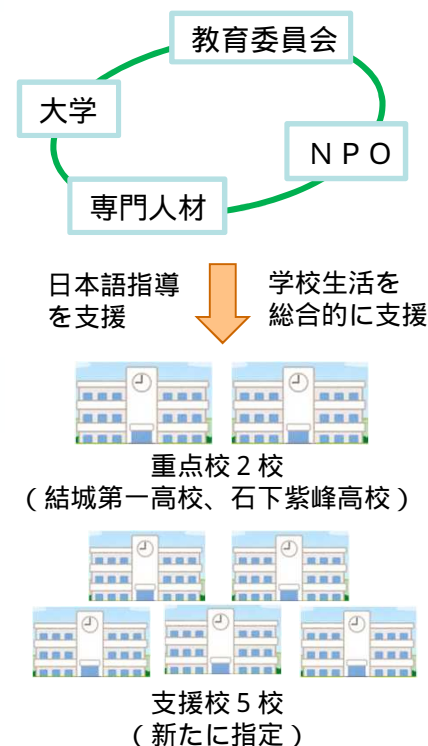
- ・ 日本語アセスメントテストを年 2 回実施
- ・ 日本語指導に関する個別の支援計画作成についての助言

3 言語能力等に応じた習熟度別学習の実施 (12百万円) 重点校のみ

- ・ 国数英などでの取り出し授業 (少人数) やティームティーチング
- ・ 英語が得意な生徒のための発展的な学習

4 日本語指導支援員の派遣 (14百万円) 【新規】

- ・ 放課後等に専門人材によるきめ細かな日本語指導を実施



条例改正議案「新旧対象表」目次

改正条例の名称	頁
学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	41
茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	53
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	55

学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年条例第9号）新旧対照表

改正案					現行				
○学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例 昭和36年3月31日 茨城県条例第9号					○学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例 昭和36年3月31日 茨城県条例第9号				
別表第1（第10条関係） 入館料					別表第1（第10条関係） 入館料				
教育機関の名称	入館料				教育機関の名称	入館料			
茨城県近代 美術館	常設展	児童生徒等	1人につき 200円 (1人につき 140円)	共通年間入館料 (1) 児童生徒等 1人につき 1,180円 (2) 高校生等 1人につき 2,370円 (3) その他の者 1人につき 3,550円	茨城県近代 美術館	常設展	児童生徒等	1人につき 180円 (1人につき 120円)	共通年間入館料 (1) 児童生徒等 1人につき 1,050円 (2) 学生等 1人につき 2,100円 (3) その他の者 1人につき 3,150円
			1人につき 270円 (1人につき 200円)					1人につき 240円 (1人につき 180円)	
		高校生等	1人につき 270円 (1人につき 200円)				学生等	1人につき 240円 (1人につき 180円)	
	所蔵品展	児童生徒等	1人につき 90円			所蔵品展	児童生徒等	1人につき 80円	
			1人につき 90円					1人につき 80円	

			(1人につき 60円)				(1人につき 50円)	
		高校生等	1人につき 140円 (1人につき 90円)			学生等	1人につき 120円 (1人につき 80円)	
		その他の者	1人につき 210円 (1人につき 170円)			その他の者	1人につき 190円 (1人につき 150円)	
	企画展	1人につき1,360円以内でその都度教育委員会が定める額				企画展	1人につき1,210円以内でその都度教育委員会が定める額	
茨城県陶芸 美術館	常設展	児童生徒等	1人につき 180円 (1人につき 150円)		茨城県陶芸 美術館	常設展	児童生徒等	1人につき 160円 (1人につき 130円)
			1人につき 290円 (1人につき 240円)					1人につき 260円 (1人につき 210円)
		その他の者	1人につき 360円				その他の者	1人につき 320円

			(1人につき 290円)				(1人につき 260円)		
	企画展	1人につき950円以内でその 都度教育委員会が定める額			企画展	1人につき840円以内でその 都度教育委員会が定める額			
ミュージアムパ ーク茨城県自然 博物館	展示室及び 野外施設	児童生徒等	1人につき 110円 (1人につき 60円)	年間入館料 (1) 児童生 徒等 1人につき 360円	ミュージアムパ ーク茨城県自然 博物館	展示室及び 野外施設	児童生徒等	1人につき 100円 (1人につき 50円)	年間入館料 (1) 児童生 徒等 1人につき 320円
		高校生等	1人につき 380円 (1人につき 240円)	(2) 高校生 等 1人につき			学生等	1人につき 340円 (1人につき 210円)	(2) 学生等 1人につき 1,050円
		その他の者	1人につき 610円 (1人につき 500円)	(3) その他 の者 1人につき			その他の者	1人につき 540円 (1人につき 440円)	(3) その他 の者 1人につき 1,570円
		上記にかかわらず、特別な 展示をしたときは、1人につ き1,230円以内でその都度 教育委員会が定める額		1,770円			上記にかかわらず、特別な 展示をしたときは、1人につ き1,090円以内でその都度 教育委員会が定める額		
	野外施設	児童生徒等	1人につき 60円 (1人につき 30円)		野外施設	児童生徒等	1人につき 50円 (1人につき 30円)		
		高校生等	1人につき 110円			学生等	1人につき 100円		

			(1人につき 60円)				(1人につき 50円)	
		その他の者	1人につき 240円 (1人につき 110円)				その他の者	1人につき 210円 (1人につき 100円)
備考				備考				
1 (略)				1 (略)				
2 「高校生等」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校_____の学生（いずれも18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）並びにこれらの者の引率者をいう。				2 「学生等」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生（_____）並びにこれらの者の引率者をいう。				
3～6 (略)				3～6 (略)				
別表第2（第10条関係） 使用料				別表第2（第10条関係） 使用料				
教育機関の 名称	使用料			教育機関の 名称	使用料			
茨城県近代 美術館	つくば第1 展示室	入館料が無料 の場合	1日につき 17,800円	茨城県近代 美術館	つくば第1 展示室	入館料が無料 の場合	1日につき 15,780円	
		入館料が有料 の場合	1日につき 21,340円			入館料が有料 の場合	1日につき 18,920円	
	つくば第2 展示室	入館料が無料 の場合	1日につき 13,420円		つくば第2 展示室	入館料が無料 の場合	1日につき 11,900円	
		入館料が有料 の場合	1日につき 16,120円			入館料が有料 の場合	1日につき 14,290円	

	五浦B展示室	入館料が無料の場合	1日につき <u>14,180</u> 円
		入館料が有料の場合	1日につき <u>17,730</u> 円
	五浦C展示室	入館料が無料の場合	1日につき <u>14,180</u> 円
		入館料が有料の場合	1日につき <u>17,730</u> 円
	茨城県陶芸美術館	県民ギャラリーA展示室	入館料が無料の場合 1日につき <u>3,070</u> 円 入館料が有料の場合 1日につき <u>3,840</u> 円
		県民ギャラリーB展示室	入館料が無料の場合 1日につき <u>3,070</u> 円 入館料が有料の場合 1日につき <u>3,840</u> 円
	五浦B展示室	入館料が無料の場合	1日につき <u>12,570</u> 円
		入館料が有料の場合	1日につき <u>15,720</u> 円
	五浦C展示室	入館料が無料の場合	1日につき <u>12,570</u> 円
		入館料が有料の場合	1日につき <u>15,720</u> 円
	茨城県陶芸美術館	県民ギャラリーA展示室	入館料が無料の場合 1日につき <u>2,720</u> 円 入館料が有料の場合 1日につき <u>3,400</u> 円
		県民ギャラリーB展示室	入館料が無料の場合 1日につき <u>2,720</u> 円 入館料が有料の場合 1日につき <u>3,400</u> 円
	茨城県陶芸美術館	県民ギャラリーC展示室	入館料が無料の場合 1日につき <u>2,720</u> 円 入館料が有料の場合 1日につき <u>3,400</u> 円
		県民ギャラリーD展示室	入館料が無料の場合 1日につき <u>2,300</u> 円 入館料が有料の場合 1日につき <u>2,880</u> 円

	企画展示室	の場合	
		入館料が無料の場合	1日につき <u>47,260</u> 円
		入館料が有料の場合	1日につき <u>59,080</u> 円

別表第4（第18条，第20条関係） 利用料金			
(1) 茨城県立歴史館			
ア 入館			
区分	利用料金		
児童生徒等	1人につき <u>60</u> 円（1人につき <u>50</u> 円）		
高校生等	1人につき <u>90</u> 円（1人につき <u>70</u> 円）		
その他の者	1人につき <u>180</u> 円（1人につき <u>150</u> 円）		
上記にかかわらず，特別な展示をしたときは，1人につき <u>690</u> 円			
備考			
1 （略）			
2 「高校生等」とは，高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。），専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校_____の学生（いずれも18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）並びにこれらの者の引率者をいう。			
3～4 （略）			

	企画展示室	の場合	
		入館料が無料の場合	1日につき <u>41,900</u> 円
		入館料が有料の場合	1日につき <u>52,380</u> 円

別表第4（第18条，第20条関係） 利用料金			
(1) 茨城県立歴史館			
ア 入館			
区分	利用料金		
児童生徒等	1人につき <u>50</u> 円（1人につき <u>40</u> 円）		
学生等	1人につき <u>80</u> 円（1人につき <u>60</u> 円）		
その他の者	1人につき <u>160</u> 円（1人につき <u>130</u> 円）		
上記にかかわらず，特別な展示をしたときは，1人につき <u>610</u> 円			
備考			
1 （略）			
2 「学生等」とは，高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。），専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生_____並びにこれらの者の引率者をいう。			
3～4 （略）			

イ 施設						
区分		利用料金				
講堂		午前（午前9時30分から正午まで） 8,720円				
		午後（午後1時から午後4時30分まで） 8,720円				
		全日（午前9時30分から午後4時30分まで） 17,440円				
茶室	全室	午前（午前9時30分から正午まで） 5,260円				
		午後（午後1時から午後4時30分まで） 6,930円				
		全日（午前9時30分から午後4時30分まで） 12,180円				
	茶席又は広間	午前（午前9時30分から正午まで） 3,460円				
		午後（午後1時から午後4時30分まで） 5,260円				
		全日（午前9時30分から午後4時30分まで） 8,720円				

ウ 付属設備（略）

(2) 茨城県水戸生涯学習センター

イ 施設						
区分		利用料金				
講堂		午前（午前9時30分から正午まで） 7,730円				
		午後（午後1時から午後4時30分まで） 7,730円				
		全日（午前9時30分から午後4時30分まで） 15,460円				
茶室	全室	午前（午前9時30分から正午まで） 4,660円				
		午後（午後1時から午後4時30分まで） 6,140円				
		全日（午前9時30分から午後4時30分まで） 10,800円				
	茶席又は広間	午前（午前9時30分から正午まで） 3,070円				
		午後（午後1時から午後4時30分まで） 4,660円				
		全日（午前9時30分から午後4時30分まで） 7,730円				

ウ 付属設備（略）

(2) 茨城県水戸生涯学習センター

区分		利用料金					
		午前 （午前9 時から正 午まで）	午後 （午後1 時から午 後5時ま で）	夜間 （午後6 時から 午後9時 まで）	午前・ 午後 （午前9 時から 午後5時 まで）	午後・ 夜間 （午後1 時から 午後9時 まで）	全日 （午前9 時から 午後9時 まで）
料 学 金 習	大講座室	2,190円	2,920円	2,730円	5,110円	5,650円	7,840円
	中講座室	1,590円	2,120円	1,980円	3,710円	4,100円	5,690円

区分		利用料金					
		午前 （午前9 時から正 午まで）	午後 （午後1 時から午 後5時ま で）	夜間 （午後6 時から 午後9時 まで）	午前・ 午後 （午前9 時から 午後5時 まで）	午後・ 夜間 （午後1 時から 午後9時 まで）	全日 （午前9 時から 午後9時 まで）
料 学 金 習	大講座室	1,940円	2,580円	2,420円	4,520円	5,000円	6,940円
	中講座室	1,410円	1,880円	1,760円	3,290円	3,640円	5,050円

等を徴収しない場合	団体等	小講座室	1,220円	1,620円	1,520円	2,840円	3,140円	4,360円	等を徴収しない場合	団体等	小講座室	1,080円	1,440円	1,350円	2,520円	2,790円	3,870円
	その他 の者	大講座室	4,370円	5,830円	5,460円	10,200円	11,290円	15,660円		大講座室	3,870円	5,160円	4,840円	9,030円	10,000円	13,870円	
		中講座室	3,170円	4,230円	3,960円	7,400円	8,190円	11,360円		中講座室	2,810円	3,750円	3,510円	6,560円	7,260円	10,070円	
		小講座室	2,430円	3,240円	3,040円	5,670円	6,280円	8,710円		小講座室	2,150円	2,870円	2,690円	5,020円	5,560円	7,710円	
料金等を徴収する場合	大講座室	13,110円	17,490円	16,380円	30,600円	33,870円	46,980円	料金等を徴収する場合	大講座室	11,610円	15,480円	14,520円	27,090円	30,000円	41,610円		
	中講座室	9,510円	12,690円	11,880円	22,200円	24,570円	34,080円		中講座室	8,430円	11,250円	10,530円	19,680円	21,780円	30,210円		
	小講座室	7,290円	9,720円	9,120円	17,010円	18,840円	26,130円		小講座室	6,450円	8,610円	8,070円	15,060円	16,680円	23,130円		
備考（略）									備考（略）								
(3) 茨城県県北生涯学習センター									(3) 茨城県県北生涯学習センター								

区分	利用料金						区分	利用料金					
	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間 （午後6時から午後9時まで）	午前・午後 （午前9時から午後5時まで）	午後・夜間 （午後1時から午後9時まで）	全日 （午前9時から午後9時まで）		午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間 （午後6時から午後9時まで）	午前・午後 （午前9時から午後5時まで）	午後・夜間 （午後1時から午後9時まで）	全日 （午前9時から午後9時まで）

				で)	まで)	午後5時 まで)	午後9時 まで)	まで)
料 学 金 習 等 団 を 体 徴 等 収 し な い 場 合	小講座室1	780円	<u>1,040円</u>	980円	<u>1,820円</u>	<u>2,020円</u>	<u>2,800円</u>	
		700円	<u>940円</u>	880円	<u>1,640円</u>	<u>1,820円</u>	<u>2,520円</u>	
		<u>780円</u>	<u>1,040円</u>	980円	<u>1,820円</u>	<u>2,020円</u>	<u>2,800円</u>	
		700円	<u>940円</u>	880円	<u>1,640円</u>	<u>1,820円</u>	<u>2,520円</u>	
		750円	<u>1,000円</u>	930円	<u>1,750円</u>	<u>1,930円</u>	<u>2,680円</u>	
		<u>1,870円</u>	<u>2,500円</u>	<u>2,340円</u>	<u>4,370円</u>	<u>4,840円</u>	<u>6,710円</u>	
		<u>2,510円</u>	<u>3,350円</u>	<u>3,140円</u>	<u>5,860円</u>	<u>6,490円</u>	<u>9,000円</u>	
		<u>1,870円</u>	<u>2,500円</u>	<u>2,340円</u>	<u>4,370円</u>	<u>4,840円</u>	<u>6,710円</u>	
		500円	<u>660円</u>	<u>620円</u>	<u>1,160円</u>	<u>1,280円</u>	<u>1,780円</u>	
		490円	<u>660円</u>	<u>620円</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,280円</u>	<u>1,770円</u>	
		<u>1,580円</u>	<u>2,110円</u>	<u>1,980円</u>	<u>3,690円</u>	<u>4,090円</u>	<u>5,670円</u>	
		<u>2,070円</u>	<u>2,760円</u>	<u>2,580円</u>	<u>4,830円</u>	<u>5,340円</u>	<u>7,410円</u>	
		2,910円	3,880円	3,630円	6,790円	7,510円	10,420円	
		<u>1,820円</u>	<u>2,420円</u>	<u>2,270円</u>	<u>4,240円</u>	<u>4,690円</u>	<u>6,510円</u>	
そ の 他	小講座室1	<u>1,560円</u>	<u>2,080円</u>	<u>1,950円</u>	<u>3,640円</u>	<u>4,030円</u>	<u>5,590円</u>	
	小講座室2	<u>1,400円</u>	<u>1,870円</u>	<u>1,750円</u>	<u>3,270円</u>	<u>3,620円</u>	<u>5,020円</u>	
	小講座室3	<u>1,560円</u>	<u>2,080円</u>	<u>1,950円</u>	<u>3,640円</u>	<u>4,030円</u>	<u>5,590円</u>	

				で)	まで)	午後5時 まで)	午後9時 まで)	まで)
料 学 金 習 等 団 を 体 徴 等 収 し な い 場 合	小講座室1	690円	<u>920円</u>	860円	<u>1,610円</u>	<u>1,780円</u>	<u>2,470円</u>	
		<u>620円</u>	<u>840円</u>	780円	<u>1,460円</u>	<u>1,620円</u>	<u>2,240円</u>	
		<u>690円</u>	<u>910円</u>	860円	<u>1,600円</u>	<u>1,770円</u>	<u>2,460円</u>	
		<u>620円</u>	<u>840円</u>	780円	<u>1,460円</u>	<u>1,620円</u>	<u>2,240円</u>	
		660円	880円	830円	<u>1,540円</u>	<u>1,710円</u>	<u>2,370円</u>	
		<u>1,660円</u>	<u>2,220円</u>	<u>2,080円</u>	<u>3,880円</u>	<u>4,300円</u>	<u>5,960円</u>	
		<u>2,230円</u>	<u>2,960円</u>	<u>2,790円</u>	<u>5,190円</u>	<u>5,750円</u>	<u>7,980円</u>	
		<u>1,660円</u>	<u>2,220円</u>	<u>2,080円</u>	<u>3,880円</u>	<u>4,300円</u>	<u>5,960円</u>	
		440円	<u>590円</u>	<u>560円</u>	<u>1,030円</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,590円</u>	
		440円	<u>590円</u>	<u>540円</u>	<u>1,030円</u>	<u>1,130円</u>	<u>1,570円</u>	
		<u>1,400円</u>	<u>1,860円</u>	<u>1,750円</u>	<u>3,260円</u>	<u>3,610円</u>	<u>5,010円</u>	
		<u>1,830円</u>	<u>2,440円</u>	<u>2,280円</u>	<u>4,270円</u>	<u>4,720円</u>	<u>6,550円</u>	
		2,580円	3,430円	3,230円	6,010円	6,660円	9,240円	
		<u>1,610円</u>	<u>2,150円</u>	<u>2,010円</u>	<u>3,760円</u>	<u>4,160円</u>	<u>5,770円</u>	
そ の 他	小講座室1	<u>1,380円</u>	<u>1,840円</u>	<u>1,730円</u>	<u>3,220円</u>	<u>3,570円</u>	<u>4,950円</u>	
	小講座室2	<u>1,240円</u>	<u>1,650円</u>	<u>1,550円</u>	<u>2,890円</u>	<u>3,200円</u>	<u>4,440円</u>	
	小講座室3	<u>1,380円</u>	<u>1,840円</u>	<u>1,730円</u>	<u>3,220円</u>	<u>3,570円</u>	<u>4,950円</u>	

の 者	小講座室4	<u>1,400円</u>	<u>1,870円</u>	<u>1,750円</u>	<u>3,270円</u>	<u>3,620円</u>	<u>5,020円</u>	
	小講座室5	<u>1,490円</u>	<u>1,990円</u>	<u>1,860円</u>	<u>3,480円</u>	<u>3,850円</u>	<u>5,340円</u>	
	中講座室1	<u>3,740円</u>	<u>4,990円</u>	<u>4,680円</u>	<u>8,730円</u>	<u>9,670円</u>	<u>13,410円</u>	
	中講座室2	<u>5,020円</u>	<u>6,690円</u>	<u>6,280円</u>	<u>11,710円</u>	<u>12,970円</u>	<u>17,990円</u>	
	中講座室3	<u>3,740円</u>	<u>4,990円</u>	<u>4,680円</u>	<u>8,730円</u>	<u>9,670円</u>	<u>13,410円</u>	
	和室講座室1	990円	<u>1,320円</u>	<u>1,240円</u>	<u>2,310円</u>	<u>2,560円</u>	<u>3,550円</u>	
	和室講座室2	980円	<u>1,310円</u>	<u>1,230円</u>	<u>2,290円</u>	<u>2,540円</u>	<u>3,520円</u>	
	創作室	<u>3,160円</u>	<u>4,210円</u>	<u>3,950円</u>	<u>7,370円</u>	<u>8,160円</u>	<u>11,320円</u>	
	レッスン室	<u>4,130円</u>	<u>5,510円</u>	<u>5,160円</u>	<u>9,640円</u>	<u>10,670円</u>	<u>14,800円</u>	
	多目的ホール	<u>5,810円</u>	<u>7,750円</u>	<u>7,260円</u>	<u>13,560円</u>	<u>15,010円</u>	<u>20,820円</u>	
料 金 等 を 徴 収	パソコン室	<u>3,630円</u>	<u>4,840円</u>	<u>4,540円</u>	<u>8,470円</u>	<u>9,380円</u>	<u>13,010円</u>	
	小講座室1	<u>4,680円</u>	<u>6,240円</u>	<u>5,850円</u>	<u>10,920円</u>	<u>12,090円</u>	<u>16,770円</u>	

の 者	小講座室4	<u>1,240円</u>	<u>1,650円</u>	<u>1,550円</u>	<u>2,890円</u>	<u>3,200円</u>	<u>4,440円</u>	
	小講座室5	<u>1,320円</u>	<u>1,760円</u>	<u>1,650円</u>	<u>3,080円</u>	<u>3,410円</u>	<u>4,730円</u>	
	中講座室1	<u>3,320円</u>	<u>4,430円</u>	<u>4,150円</u>	<u>7,750円</u>	<u>8,580円</u>	<u>11,900円</u>	
	中講座室2	<u>4,450円</u>	<u>5,930円</u>	<u>5,560円</u>	<u>10,380円</u>	<u>11,490円</u>	<u>15,940円</u>	
	中講座室3	<u>3,320円</u>	<u>4,430円</u>	<u>4,150円</u>	<u>7,750円</u>	<u>8,580円</u>	<u>11,900円</u>	
	和室講座室1	880円	<u>1,170円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,050円</u>	<u>2,270円</u>	<u>3,150円</u>	
	和室講座室2	870円	<u>1,160円</u>	<u>1,090円</u>	<u>2,030円</u>	<u>2,250円</u>	<u>3,120円</u>	
	創作室	<u>2,800円</u>	<u>3,730円</u>	<u>3,500円</u>	<u>6,530円</u>	<u>7,230円</u>	<u>10,030円</u>	
	レッスン室	<u>3,660円</u>	<u>4,880円</u>	<u>4,580円</u>	<u>8,540円</u>	<u>9,460円</u>	<u>13,120円</u>	
	多目的ホール	<u>5,150円</u>	<u>6,870円</u>	<u>6,440円</u>	<u>12,020円</u>	<u>13,310円</u>	<u>18,460円</u>	
料 金 等 を 徴 収	パソコン室	<u>3,220円</u>	<u>4,290円</u>	<u>4,030円</u>	<u>7,510円</u>	<u>8,320円</u>	<u>11,540円</u>	
	小講座室1	<u>4,140円</u>	<u>5,520円</u>	<u>5,190円</u>	<u>9,660円</u>	<u>10,710円</u>	<u>14,850円</u>	

する場 合	小講座室2	4,200円	5,610円	5,250円	9,810円	10,860円	15,060円
	小講座室3	4,680円	6,240円	5,850円	10,920円	12,090円	16,770円
	小講座室4	4,200円	5,610円	5,250円	9,810円	10,860円	15,060円
	小講座室5	4,470円	5,970円	5,580円	10,440円	11,550円	16,020円
	中講座室1	11,220円	14,970円	14,040円	26,190円	29,010円	40,230円
	中講座室2	15,060円	20,070円	18,840円	35,130円	38,910円	53,970円
	中講座室3	11,220円	14,970円	14,040円	26,190円	29,010円	40,230円
	和室講座室1	2,970円	3,960円	3,720円	6,930円	7,680円	10,650円
	和室講座室2	2,940円	3,930円	3,690円	6,870円	7,620円	10,560円
	創作室	9,480円	12,630円	11,850円	22,110円	24,480円	33,960円
する場 合	レッスン室	12,390円	16,530円	15,480円	28,920円	32,010円	44,400円
	多目的ホー	17,430円	23,250円	21,780円	40,680円	45,030円	62,460円
	小講座室2	3,720円	4,950円	4,650円	8,670円	9,600円	13,320円
	小講座室3	4,140円	5,520円	5,190円	9,660円	10,710円	14,850円
	小講座室4	3,720円	4,950円	4,650円	8,670円	9,600円	13,320円
	小講座室5	3,960円	5,280円	4,950円	9,240円	10,230円	14,190円
	中講座室1	9,960円	13,290円	12,450円	23,250円	25,740円	35,700円
	中講座室2	13,350円	17,790円	16,680円	31,140円	34,470円	47,820円
	中講座室3	9,960円	13,290円	12,450円	23,250円	25,740円	35,700円
	和室講座室1	2,640円	3,510円	3,300円	6,150円	6,810円	9,450円
する場 合	和室講座室2	2,610円	3,480円	3,270円	6,090円	6,750円	9,360円
	創作室	8,400円	11,190円	10,500円	19,590円	21,690円	30,090円
	レッスン室	10,980円	14,640円	13,740円	25,620円	28,380円	39,360円
	多目的ホー	15,450円	20,610円	19,320円	36,060円	39,930円	55,380円

料 学 金 習 等 を 徴 収 し な い	学 習 団 体 等	ル			円	円	円	円
		パソコン室	10,890円	14,520円	13,620円	25,410円	28,140円	39,030円
		備考	(略)					
		ア	茨城県鹿行生涯学習センター					
		施設						
		区分	利用料金					
			午前 (午前9 時から正 午まで)	午後 (午後1 時から午 後5時ま で)	夜間 (午後6 時から 午後9時 まで)	午前・ 午後 (午前9 時から 午後5時 まで)	午後・ 夜間 (午後1 時から 午後9時 まで)	全日 (午前9 時から 午後9時 まで)
		小研修室 (1)	790円	1,060円	990円	1,850円	2,050円	2,840円
		小研修室 (2)	790円	1,060円	990円	1,850円	2,050円	2,840円
		中研修室 (1)	920円	1,220円	1,150円	2,140円	2,370円	3,290円
料 学 金 習 等 を 徴 収 し な い	学 習 団 体 等	中研修室 (2)	920円	1,220円	1,150円	2,140円	2,370円	3,290円
		大研修室	2,200円	2,930円	2,750円	5,130円	5,680円	7,880円
		ル			円	円	円	円
		パソコン室	9,660円	12,870円	12,090円	22,530円	24,960円	34,620円
		備考	(略)					
		ア	茨城県鹿行生涯学習センター					
		施設						
		区分	利用料金					
			午前 (午前9 時から正 午まで)	午後 (午後1 時から午 後5時ま で)	夜間 (午後6 時から 午後9時 まで)	午前・ 午後 (午前9 時から 午後5時 まで)	午後・ 夜間 (午後1 時から 午後9時 まで)	全日 (午前9 時から 午後9時 まで)
		小研修室 (1)	700円	940円	880円	1,640円	1,820円	2,520円
料 学 金 習 等 を 徴 収 し な い	学 習 団 体 等	小研修室 (2)	700円	940円	880円	1,640円	1,820円	2,520円
		中研修室 (1)	810円	1,080円	1,020円	1,890円	2,100円	2,910円
		中研修室 (2)	810円	1,080円	1,020円	1,890円	2,100円	2,910円
		大研修室	1,950円	2,600円	2,430円	4,550円	5,030円	6,980円

場 合	音楽視聴覚室	2,120円	2,830円	2,650円	4,950円	5,480円	7,600円
	美術工芸室	660円	880円	820円	1,540円	1,700円	2,360円
	トレーニング室	2,020円	2,700円	2,530円	4,720円	5,230円	7,250円
	和室研修室	1,910円	2,540円	2,380円	4,450円	4,920円	6,830円
	特別会議室	890円	1,190円	1,120円	2,080円	2,310円	3,200円
	団体交流室	980円	1,300円	1,220円	2,280円	2,520円	3,500円
	講座室(1)	1,890円	2,520円	2,360円	4,410円	4,880円	6,770円
	講座室(2)	2,410円	3,210円	3,010円	5,620円	6,220円	8,630円
	多目的ホール	4,410円	5,880円	5,520円	10,290円	11,400円	15,810円
	ホール控室(1)	460円	610円	570円	1,070円	1,180円	1,640円
そ の 他 の 者	ホール控室(2)	460円	610円	570円	1,070円	1,180円	1,640円
	小研修室(1)	1,580円	2,110円	1,980円	3,690円	4,090円	5,670円
	小研修室(2)	1,580円	2,110円	1,980円	3,690円	4,090円	5,670円
	中研修室(1)	1,830円	2,440円	2,290円	4,270円	4,730円	6,560円

場 合	音楽視聴覚室	1,880円	2,510円	2,350円	4,390円	4,860円	6,740円
	美術工芸室	590円	780円	730円	1,370円	1,510円	2,100円
	トレーニング室	1,790円	2,390円	2,240円	4,180円	4,630円	6,420円
	和室研修室	1,700円	2,260円	2,120円	3,960円	4,380円	6,080円
	特別会議室	790円	1,060円	990円	1,850円	2,050円	2,840円
	団体交流室	870円	1,160円	1,080円	2,030円	2,240円	3,110円
	講座室(1)	1,680円	2,230円	2,090円	3,910円	4,320円	6,000円
	講座室(2)	2,130円	2,840円	2,670円	4,970円	5,510円	7,640円
	多目的ホール	3,920円	5,220円	4,890円	9,140円	10,110円	14,030円
	ホール控室(1)	410円	540円	510円	950円	1,050円	1,460円
そ の 他 の 者	ホール控室(2)	410円	540円	510円	950円	1,050円	1,460円
	小研修室(1)	1,400円	1,870円	1,750円	3,270円	3,620円	5,020円
	小研修室(2)	1,400円	1,870円	1,750円	3,270円	3,620円	5,020円
	中研修室(1)	1,620円	2,160円	2,030円	3,780円	4,190円	5,810円

	中研修室(2)	1,830円	2,440円	2,290円	4,270円	4,730円	6,560円
	大研修室	4,390円	5,850円	5,490円	10,240円	11,340円	15,730円
	音楽視聴覚室	4,240円	5,650円	5,300円	9,890円	10,950円	15,190円
	美術工芸室	1,310円	1,750円	1,640円	3,060円	3,390円	4,700円
	トレーニング室	4,040円	5,390円	5,050円	9,430円	10,440円	14,480円
	和室研修室	3,810円	5,080円	4,760円	8,890円	9,840円	13,650円
	特別会議室	1,780円	2,370円	2,230円	4,150円	4,600円	6,380円
	団体交流室	1,950円	2,600円	2,440円	4,550円	5,040円	6,990円
	講座室(1)	3,770円	5,030円	4,710円	8,800円	9,740円	13,510円
	講座室(2)	4,810円	6,410円	6,010円	11,220円	12,420円	17,230円
	多目的ホール	8,820円	11,760円	11,030円	20,580円	22,790円	31,610円
	ホール控室(1)	910円	1,210円	1,140円	2,120円	2,350円	3,260円
	ホール控室	910円	1,210円	1,140円	2,120円	2,350円	3,260円

	中研修室(2)	1,620円	2,160円	2,030円	3,780円	4,190円	5,810円
	大研修室	3,890円	5,190円	4,860円	9,080円	10,050円	13,940円
	音楽視聴覚室	3,760円	5,010円	4,700円	8,770円	9,710円	13,470円
	美術工芸室	1,160円	1,550円	1,450円	2,710円	3,000円	4,160円
	トレーニング室	3,580円	4,770円	4,480円	8,350円	9,250円	12,830円
	和室研修室	3,380円	4,510円	4,230円	7,890円	8,740円	12,120円
	特別会議室	1,580円	2,110円	1,980円	3,690円	4,090円	5,670円
	団体交流室	1,730円	2,310円	2,160円	4,040円	4,470円	6,200円
	講座室(1)	3,340円	4,450円	4,180円	7,790円	8,630円	11,970円
	講座室(2)	4,260円	5,680円	5,330円	9,940円	11,010円	15,270円
	多目的ホール	7,820円	10,430円	9,780円	18,250円	20,210円	28,030円
	ホール控室(1)	810円	1,080円	1,010円	1,890円	2,090円	2,900円
	ホール控室	810円	1,080円	1,010円	1,890円	2,090円	2,900円

講座室(1)	11,310円	15,090円	14,130円	26,400円	29,220円	40,530円
講座室(2)	14,430円	19,230円	18,030円	33,660円	37,260円	51,690円
多目的ホール	26,460円	35,280円	33,090円	61,740円	68,370円	94,830円
ホール控室(1)	2,730円	3,630円	3,420円	6,360円	7,050円	9,780円
ホール控室(2)	2,730円	3,630円	3,420円	6,360円	7,050円	9,780円

イ 付属設備 (略)

ウ 宿泊 1人1泊につき 2,320円

備考 (略)

(5) 茨城県県南生涯学習センター

ア 施設

区分	利用料金					
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)

講座室(1)	10,020円	13,350円	12,540円	23,370円	25,890円	35,910円
講座室(2)	12,780円	17,040円	15,990円	29,820円	33,030円	45,810円
多目的ホール	23,460円	31,290円	29,340円	54,750円	60,630円	84,090円
ホール控室(1)	2,430円	3,240円	3,030円	5,670円	6,270円	8,700円
ホール控室(2)	2,430円	3,240円	3,030円	5,670円	6,270円	8,700円

イ 付属設備 (略)

ウ 宿泊 1人1泊につき 2,060円

備考 (略)

(5) 茨城県県南生涯学習センター

ア 施設

区分	利用料金					
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)

料 金 等 を 徴 収 し な い 場 合	学 習 団 体 等	小講座室1	1,320円	1,760円	1,650円	3,080円	3,410円	4,730円
		小講座室2	1,370円	1,830円	1,720円	3,200円	3,550円	4,920円
		小講座室3	520円	690円	650円	1,210円	1,340円	1,860円
		小講座室4	550円	730円	680円	1,280円	1,410円	1,960円
		中講座室1	2,200円	2,930円	2,750円	5,130円	5,680円	7,880円
		中講座室2	1,580円	2,110円	1,980円	3,690円	4,090円	5,670円
		和室講座室1	870円	1,160円	1,090円	2,030円	2,250円	3,120円
		和室講座室2	540円	720円	680円	1,260円	1,400円	1,940円
		創作室	1,320円	1,760円	1,650円	3,080円	3,410円	4,730円
		音楽室	850円	1,130円	1,060円	1,980円	2,190円	3,040円
		軽運動室	2,310円	3,080円	2,890円	5,390円	5,970円	8,280円
		多目的ホール	6,050円	8,070円	7,570円	14,120円	15,640円	21,690円
		ホール控室	620円	820円	770円	1,440円	1,590円	2,210円
	そ の 他 の 者	小講座室1	2,630円	3,510円	3,290円	6,140円	6,800円	9,430円
		小講座室2	2,740円	3,650円	3,430円	6,390円	7,080円	9,820円
		小講座室3	1,030円	1,370円	1,290円	2,400円	2,660円	3,690円
		小講座室4	1,090円	1,450円	1,360円	2,540円	2,810円	3,900円
		中講座室1	4,390円	5,850円	5,490円	10,240円	11,340円	15,730円
料 金 等 を 徴 収 し な い 場 合	学 習 団 体 等	小講座室1	1,170円	1,560円	1,460円	2,730円	3,020円	4,190円
		小講座室2	1,220円	1,620円	1,520円	2,840円	3,140円	4,360円
		小講座室3	460円	610円	570円	1,070円	1,180円	1,640円
		小講座室4	490円	650円	610円	1,140円	1,260円	1,750円
		中講座室1	1,950円	2,600円	2,430円	4,550円	5,030円	6,980円
		中講座室2	1,400円	1,870円	1,750円	3,270円	3,620円	5,020円
		和室講座室1	770円	1,030円	970円	1,800円	2,000円	2,770円
		和室講座室2	480円	640円	600円	1,120円	1,240円	1,720円
		創作室	1,170円	1,560円	1,460円	2,730円	3,020円	4,190円
		音楽室	750円	1,000円	940円	1,750円	1,940円	2,690円
		軽運動室	2,050円	2,740円	2,570円	4,790円	5,310円	7,360円
		多目的ホール	5,370円	7,160円	6,710円	12,530円	13,870円	19,240円
		ホール控室	550円	730円	680円	1,280円	1,410円	1,960円
	そ の 他 の 者	小講座室1	2,330円	3,110円	2,910円	5,440円	6,020円	8,350円
		小講座室2	2,430円	3,240円	3,040円	5,670円	6,280円	8,710円
		小講座室3	910円	1,210円	1,140円	2,120円	2,350円	3,260円
		小講座室4	970円	1,290円	1,210円	2,260円	2,500円	3,470円
		中講座室1	3,890円	5,190円	4,860円	9,080円	10,050円	13,940円

料 金 等 を 徴 収 す る 場 合	学 習 団 体 等	中講座室2	3,160円	4,210円	3,950円	7,370円	8,160円	11,320円
		和室講座室1	1,740円	2,320円	2,180円	4,060円	4,500円	6,240円
		和室講座室2	1,080円	1,440円	1,350円	2,520円	2,790円	3,870円
		創作室	2,630円	3,510円	3,290円	6,140円	6,800円	9,430円
		音楽室	1,690円	2,250円	2,110円	3,940円	4,360円	6,050円
		軽運動室	4,620円	6,160円	5,780円	10,780円	11,940円	16,560円
		多目的ホール	12,100円	16,130円	15,130円	28,230円	31,260円	43,360円
		ホール控室	1,230円	1,640円	1,540円	2,870円	3,180円	4,410円
	料 金 等 を 徴 収 す る 場 合	小講座室1	7,890円	10,530円	9,870円	18,420円	20,400円	28,290円
		小講座室2	8,220円	10,950円	10,290円	19,170円	21,240円	29,460円
		小講座室3	3,090円	4,110円	3,870円	7,200円	7,980円	11,070円
		小講座室4	3,270円	4,350円	4,080円	7,620円	8,430円	11,700円
		中講座室1	13,170円	17,550円	16,470円	30,720円	34,020円	47,190円
料 金 等 を 徴 収 す る 場 合	学 習 団 体 等	中講座室2	2,800円	3,730円	3,500円	6,530円	7,230円	10,030円
		和室講座室1	1,540円	2,050円	1,930円	3,590円	3,980円	5,520円
		和室講座室2	960円	1,280円	1,200円	2,240円	2,480円	3,440円
		創作室	2,330円	3,110円	2,910円	5,440円	6,020円	8,350円
		音楽室	1,500円	2,000円	1,880円	3,500円	3,880円	5,380円
		軽運動室	4,100円	5,470円	5,130円	9,570円	10,600円	14,700円
		多目的ホール	10,730円	14,310円	13,410円	25,040円	27,720円	38,450円
		ホール控室	1,090円	1,450円	1,360円	2,540円	2,810円	3,900円
	料 金 等 を 徴 収 す る 場 合	小講座室1	6,990円	9,330円	8,730円	16,320円	18,060円	25,050円
		小講座室2	7,290円	9,720円	9,120円	17,010円	18,840円	26,130円
		小講座室3	2,730円	3,630円	3,420円	6,360円	7,050円	9,780円
		小講座室4	2,910円	3,870円	3,630円	6,780円	7,500円	10,410円
		中講座室1	11,670円	15,570円	14,580円	27,240円	30,150円	41,820円

				円	円	円	円
中講座室2	9,480円	12,630円	11,850円	22,110円	24,480円	33,960円	
和室講座室1	5,220円	6,960円	6,540円	12,180円	13,500円	18,720円	
和室講座室2	3,240円	4,320円	4,050円	7,560円	8,370円	11,610円	
創作室	7,890円	10,530円	9,870円	18,420円	20,400円	28,290円	
音楽室	5,070円	6,750円	6,330円	11,820円	13,080円	18,150円	
軽運動室	13,860円	18,480円	17,340円	32,340円	35,820円	49,680円	
多目的ホール	36,300円	48,390円	45,390円	84,690円	93,780円	130,080円	
ホール控室	3,690円	4,920円	4,620円	8,610円	9,540円	13,230円	
イ 付属設備 (略)							
備考 (略)							
(6) 茨城県県西生涯学習センター							
ア 施設							
区分	利用料金						

				円	円	円	円
中講座室2	8,400円	11,190円	10,500円	19,590円	21,690円	30,090円	
和室講座室1	4,620円	6,150円	5,790円	10,770円	11,940円	16,560円	
和室講座室2	2,880円	3,840円	3,600円	6,720円	7,440円	10,320円	
創作室	6,990円	9,330円	8,730円	16,320円	18,060円	25,050円	
音楽室	4,500円	6,000円	5,640円	10,500円	11,640円	16,140円	
軽運動室	12,300円	16,410円	15,390円	28,710円	31,800円	44,100円	
多目的ホール	32,190円	42,930円	40,230円	75,120円	83,160円	115,350円	
ホール控室	3,270円	4,350円	4,080円	7,620円	8,430円	11,700円	
イ 付属設備 (略)							
備考 (略)							
(6) 茨城県県西生涯学習センター							
ア 施設							
区分	利用料金						

			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)
料	学	小講座室(1)	960円	1,280円	1,200円	2,240円	2,480円	3,440円
金	習	小講座室(2)	1,420円	1,890円	1,770円	3,310円	3,660円	5,080円
等	団	小講座室(3)	1,380円	1,840円	1,730円	3,220円	3,570円	4,950円
を	体	小講座室(4)	1,350円	1,800円	1,690円	3,150円	3,490円	4,840円
徴	等	和室研修室	1,370円	1,820円	1,710円	3,190円	3,530円	4,900円
収		中講座室	2,600円	3,470円	3,250円	6,070円	6,720円	9,320円
し		創作室	1,420円	1,890円	1,770円	3,310円	3,660円	5,080円
な		会議室	2,300円	3,070円	2,880円	5,370円	5,950円	8,250円
い		レッスン室	2,370円	3,160円	2,970円	5,530円	6,130円	8,500円
場		多目的ホール	3,440円	4,590円	4,300円	8,030円	8,890円	12,330円
合		控室	640円	850円	800円	1,490円	1,650円	2,290円

			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)
料	学	小講座室(1)	850円	1,130円	1,060円	1,980円	2,190円	3,040円
金	習	小講座室(2)	1,260円	1,680円	1,570円	2,940円	3,250円	4,510円
等	団	小講座室(3)	1,230円	1,640円	1,530円	2,870円	3,170円	4,400円
を	体	小講座室(4)	1,200円	1,600円	1,500円	2,800円	3,100円	4,300円
徴	等	和室研修室	1,210円	1,620円	1,520円	2,830円	3,140円	4,350円
収		中講座室	2,310円	3,080円	2,880円	5,390円	5,960円	8,270円
し		創作室	1,260円	1,680円	1,570円	2,940円	3,250円	4,510円
な		会議室	2,040円	2,720円	2,550円	4,760円	5,270円	7,310円
い		レッスン室	2,100円	2,800円	2,630円	4,900円	5,430円	7,530円
場		多目的ホール	3,050円	4,070円	3,820円	7,120円	7,890円	10,940円
合		控室	570円	760円	710円	1,330円	1,470円	2,040円

その 他 の 者	小講座室 (1)	1,910円	2,550円	2,390円	4,460円	4,940円	6,850円
	小講座室 (2)	2,830円	3,770円	3,540円	6,600円	7,310円	10,140円
	小講座室 (3)	2,760円	3,680円	3,450円	6,440円	7,130円	9,890円
	小講座室 (4)	2,700円	3,600円	3,380円	6,300円	6,980円	9,680円
	和室研修室	2,730円	3,640円	3,410円	6,370円	7,050円	9,780円
	中講座室	5,200円	6,930円	6,500円	12,130円	13,430円	18,630円
	創作室	2,830円	3,770円	3,540円	6,600円	7,310円	10,140円
	会議室	4,600円	6,130円	5,750円	10,730円	11,880円	16,480円
	レッスン室	4,740円	6,320円	5,930円	11,060円	12,250円	16,990円
	多目的ホール	6,880円	9,170円	8,600円	16,050円	17,770円	24,650円
	控室	1,270円	1,690円	1,590円	2,960円	3,280円	4,550円
料金等を徴収	小講座室 (1)	5,730円	7,650円	7,170円	13,380円	14,820円	20,550円

その 他 の 者	小講座室 (1)	1,690円	2,250円	2,110円	3,940円	4,360円	6,050円
	小講座室 (2)	2,510円	3,350円	3,140円	5,860円	6,490円	9,000円
	小講座室 (3)	2,450円	3,270円	3,060円	5,720円	6,330円	8,780円
	小講座室 (4)	2,390円	3,190円	2,990円	5,580円	6,180円	8,570円
	和室研修室	2,420円	3,230円	3,030円	5,650円	6,260円	8,680円
	中講座室	4,610円	6,150円	5,760円	10,760円	11,910円	16,520円
	創作室	2,510円	3,350円	3,140円	5,860円	6,490円	9,000円
	会議室	4,080円	5,440円	5,100円	9,520円	10,540円	14,620円
	レッスン室	4,200円	5,600円	5,250円	9,800円	10,850円	15,050円
	多目的ホール	6,100円	8,130円	7,630円	14,230円	15,760円	21,860円
	控室	1,130円	1,510円	1,410円	2,640円	2,920円	4,050円
料金等を徴収	小講座室 (1)	5,070円	6,750円	6,330円	11,820円	13,080円	18,150円

する場 合	小講座室 (2)	8,490円	11,310円	10,620円	19,800円	21,930円	30,420円
	小講座室 (3)	8,280円	11,040円	10,350円	19,320円	21,390円	29,670円
	小講座室 (4)	8,100円	10,800円	10,140円	18,900円	20,940円	29,040円
	和室研修室	8,190円	10,920円	10,230円	19,110円	21,150円	29,340円
	中講座室	15,600円	20,790円	19,500円	36,390円	40,290円	55,890円
	創作室	8,490円	11,310円	10,620円	19,800円	21,930円	30,420円
	会議室	13,800円	18,390円	17,250円	32,190円	35,640円	49,440円
	レッスン室	14,220円	18,960円	17,790円	33,180円	36,750円	50,970円
	多目的ホール	20,640円	27,510円	25,800円	48,150円	53,310円	73,950円
	控室	3,810円	5,070円	4,770円	8,880円	9,840円	13,650円
							円
イ 付属設備 (略)							
備考 (略)							

する場 合	小講座室 (2)	7,530円	10,050円	9,420円	17,580円	19,470円	27,000円
	小講座室 (3)	7,350円	9,810円	9,180円	17,160円	18,990円	26,340円
	小講座室 (4)	7,170円	9,570円	8,970円	16,740円	18,540円	25,710円
	和室研修室	7,260円	9,690円	9,090円	16,950円	18,780円	26,040円
	中講座室	13,830円	18,450円	17,280円	32,280円	35,730円	49,560円
	創作室	7,530円	10,050円	9,420円	17,580円	19,470円	27,000円
	会議室	12,240円	16,320円	15,300円	28,560円	31,620円	43,860円
	レッスン室	12,600円	16,800円	15,750円	29,400円	32,550円	45,150円
	多目的ホール	18,300円	24,390円	22,890円	42,690円	47,280円	65,580円
	控室	3,390円	4,530円	4,230円	7,920円	8,760円	12,150円
							円
イ 付属設備 (略)							
備考 (略)							

(7) その他の教育機関			(7) その他の教育機関		
教育機関の名称	利用料金		教育機関の名称	利用料金	
茨城県立中央青年の家	児童生徒等	宿泊 1人1泊につき 210円 日帰り 1人1日につき 30円	茨城県立中央青年の家	児童生徒等	宿泊 1人1泊につき 190円 日帰り 1人1日につき 30円
	青年等	宿泊 1人1泊につき 420円 日帰り 1人1日につき 90円		青年等	宿泊 1人1泊につき 370円 日帰り 1人1日につき 80円
	その他の者	宿泊 1人1泊につき 1,050円 日帰り 1人1日につき 210円		その他の者	宿泊 1人1泊につき 930円 日帰り 1人1日につき 190円
茨城県立さしま少年自然の家	児童生徒等	宿泊 1人1泊につき 210円 日帰り 1人1日につき 30円	茨城県立さしま少年自然の家	児童生徒等	宿泊 1人1泊につき 190円 日帰り 1人1日につき 30円
	青年等	宿泊 1人1泊につき 420円 日帰り 1人1日につき 90円		青年等	宿泊 1人1泊につき 370円 日帰り 1人1日につき 80円
	その他の者	宿泊 1人1泊につき 1,050円 日帰り 1人1日につき 210円		その他の者	宿泊 1人1泊につき 930円 日帰り 1人1日につき 190円
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 「青年等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。			2 「青年等」とは、1以外の者で25歳未満のもの及び利用料金を		
(1) 1以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの			納入すべき者が5人以上の団体で使用する場合における当該使用する者の過半数が25歳未満の者であるときの当該使用する者をいう。		
(2) 利用料金を納入すべき者が5人以上の団体で使用する場合における当該使用する者の過半数が前号に掲げる者であるときの					
当該使用するもの					
3 (略)			3 (略)		

茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例（昭和47年条例第3号）新旧対照表

改正案					現行				
○茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例 昭和47年3月31日 茨城県条例第3号					○茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例 昭和47年3月31日 茨城県条例第3号				
別表（第14条、第18条関係） 1 一般利用の場合の利用料金					別表（第14条、第18条関係） 1 一般利用の場合の利用料金				
利用区分			基本料金 (1人につき)	超過料金 (1人につき)	利用区分			基本料金 (1人につき)	超過料金 (1人につき)
個人が利用する場合	義務教育諸学校又は高等学校(中等教育学校の後期課程, 特別支援学校の高等部及び高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。))を含む。以下同じ。))に在学する者(18歳未満の者に限る。))	10m射場	170円	90円	個人が利用する場合	義務教育諸学校又は高等学校(中等教育学校の後期課程, 特別支援学校の高等部及び高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。))を含む。以下同じ。))に在学する者(18歳未満の者に限る。))	10m射場	150円	80円
	高等学校に在学する者(18歳以上の者に限る。))	10m射場	170円	90円		高等学校に在学する者(18歳以上の者に限る。))	10m射場	150円	80円

	る。)	50m 射場	230円	110円		る。)	50m 射場	200円	100円
	大学(高等専門学校 (第4学年以上に限 る。)を含む。以下同 じ。)に在学する者	10m 射場	350円	170円		大学(高等専門学校 (第4学年以上に限 る。)を含む。以下同 じ。)に在学する者	10m 射場	310円	150円
		50m 射場	460円	230円			50m 射場	410円	200円
	その他の者	10m 射場	690円	350円		その他の者	10m 射場	610円	310円
		50m 射場	910円	460円			50m 射場	810円	410円
10人以上 の者が団 体で利用 する場合	義務教育諸学校又は 高等学校に在学する 者(18歳未満の者に限 る。)	10m 射場	140円	70円	10人以上 の者が団 体で利用 する場合	義務教育諸学校又は 高等学校に在学する 者(18歳未満の者に限 る。)	10m 射場	120円	60円
		高等学校に在学する 者(18歳以上の者に限 る。)	10m 射場	140円			70円	高等学校に在学する 者(18歳以上の者に限 る。)	10m 射場
	50m 射場		180円	90円		50m 射場	160円		80円
	大学に在学する者	10m 射場	270円	140円		大学に在学する者	10m 射場	240円	120円
		50m 射場	370円	180円			50m 射場	330円	160円
	その他の者	10m	550円	270円		その他の者	10m	490円	240円

		射場		
		5 0 m 射場	730円	370円

備考 「基本料金」とは利用時間が2時間までの利用料金をいい、「超過料金」とは利用時間が2時間を超えるときにその超える時間1時間までごとの利用料金をいう。

2 専用利用の場合の利用料金					
時間区分 利用区分		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	左の区分に より難い場 合 (1 時間 まで毎に)
義務教育諸学 校又は高等学 校に在学する 者 (18歳未満 の者に限る。)	1 0 m 射場	7, 170円	7, 170円	14, 340円	1, 790円
	1 0 m 射場	7, 170円	7, 170円	14, 340円	1, 790円
高等学校に在 学する者 (18 歳以上の者に 限る。)	5 0 m 射場	9, 190円	9, 190円	18, 390円	2, 300円
	1 0 m 射場	14, 340 円	14, 340 円	28, 670円	3, 590円

		射場		
		5 0 m 射場	650円	330円

備考 「基本料金」とは利用時間が2時間までの利用料金をいい、「超過料金」とは利用時間が2時間を超えるときにその超える時間1時間までごとの利用料金をいう。

2 専用利用の場合の利用料金					
時間区分 利用区分		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	左の区分に より難い場 合 (1 時間 まで毎に)
義務教育諸学 校又は高等学 校に在学する 者 (18歳未満 の者に限る。)	1 0 m 射場	6, 360円	6, 360円	12, 710円	1, 590円
	1 0 m 射場	6, 360円	6, 360円	12, 710円	1, 590円
高等学校に在 学する者 (18 歳以上の者に 限る。)	5 0 m 射場	8, 150円	8, 150円	16, 300円	2, 040円
	1 0 m 射場	12, 710 円	12, 710 円	25, 420円	3, 180円

	5 0 m 射場	18, 390 円	18, 390 円	36, 760円	4, 590円
その他の者	1 0 m 射場	28, 670 円	28, 670 円	57, 350円	7, 170円
	5 0 m 射場	36, 760 円	36, 760 円	73, 530円	9, 190円

備考 「専用利用」とは、施設を専用して利用する場合をいう。

	5 0 m 射場	16, 300 円	16, 300 円	32, 590円	4, 070円
その他の者	1 0 m 射場	25, 420 円	25, 420 円	50, 840円	6, 360円
	5 0 m 射場	32, 590 円	32, 590 円	65, 190円	8, 150円

備考 「専用利用」とは、施設を専用して利用する場合をいう。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 42 条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 46 年法律第 77 号。以下「特別措置法」という。)第 3 条及び第 6 条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員(市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条に規定する者を含む。)の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。 (義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等) 第 3 条 義務教育諸学校等の教育職員(職員の給与に関する条例(昭和 27 年茨城県条例第 9 号。以下「給与条例」という。)別表第 4 の教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受ける者に限る。第 3 項、第 7 条及び第 8 条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特 2 級、2 級又は 1 級である者には、その者の給料月額額の 100 分の 4 に相当する額の教職調整額を支給する。 2・3 (略) (義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 42 条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 46 年法律第 77 号。以下「特別措置法」という。)第 3 条及び第 6 条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員(市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第 1 条に規定する者を含む。)の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。 (義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等) 第 3 条 義務教育諸学校等の教育職員(職員の給与に関する条例(昭和 27 年茨城県条例第 9 号。以下「給与条例」という。)別表第 4 の教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受ける者に限る。第 3 項及び第 7 条。において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特 2 級、2 級又は 1 級である者には、その者の給料月額額の 100 分の 4 に相当する額の教職調整額を支給する。 2・3 (略) (義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)
第 7 条 義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間(職員の勤務時間に関する条例(昭和 26 年茨城県条例第 40 号)及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例(昭和 46 年茨城県条例第 56 号)に規定する勤務時間をいう。以下「勤務時間」という。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、休日(給与条例第 17 条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日をいう。)において正規の勤務時間中に勤務することを含むものとする。次項において同じ。)は、命じないものとする。 2・3 (略) (義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等) 第 8 条 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別措置法第 7 条第 1 項の指針に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。	第 7 条 義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間(職員の勤務時間に関する条例(昭和 26 年茨城県条例第 40 号)及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例(昭和 46 年茨城県条例第 56 号)に規定する勤務時間をいう。この項において同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、休日(給与条例第 17 条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日をいう。)において正規の勤務時間中に勤務することを含むものとする。次項において同じ。)は、命じないものとする。 2・3 (略) (新設)

令和 5 年度県出資法人等経営評価結果報告

経営評価結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
（公財）茨城県教育財団（総務課）・・・・・・・・	2
（公財）茨城県スポーツ協会（保健体育課）・・・・・・	3

茨城県教育庁

県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例（平成15年茨城県条例
第3号）第8条第4項の規定により、令和5年度出資法人等経営評価について報告します。

令和6年2月29日

茨城県知事 大井川 和彦

○経営評価結果の概要

令和５年度の経営評価の結果は、次のとおりである。

評価区分	法人数 (構成比)	内 訳				令和４年度 法人数との比較
		一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	
概ね良好	24 (75%)	4	14	4	2	—
改善の余地あり	4 (13%)	0	2	2	0	▲1
改善措置が必要	3 (9%)	0	0	1	2	—
大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	1 (3%)	0	0	1	0	—
合 計	32	4	16	8	4	▲1

(注) 1 法人数の増減

・対象外となった法人 ▲1法人

(社福) 茨城県社会福祉事業団 (R4評価：改善の余地あり)

2 評価区分に変更があった法人 なし

(教育庁)

令和5年度県出資法人等経営評価結果

(令和4年度決算ベース)

番号	法人名	決算状況等				総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
1	(公財)茨城県教育財団	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	県派遣職員の削減については、依然として嘱託・臨時職員を除く常勤職員71人中43人が県派遣職員であることから、事業の執行状況を見据えながら、引き続き計画的な削減に取り組まれない。 県から指定管理者として指定されている生涯学習関連施設については、新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向にあり、施設利用者は292千人(前期差100千人増)と大幅に増加している。引き続き、指定管理者として、事業の計画的・効率的な執行に取り組むとともに、多様化する県民ニーズを的確に捉え、利便性やサービスの向上を図り、利用者数の増加に努められたい。 埋蔵文化財発掘事業については、TX沿線開発等に伴い事業増となっている。法人としての役割を果たし、設立目的に沿った効率的な事業展開を図られたい。 (県所管課は、法人に対する県の人的関与について、指定管理施設における法人の役割等を踏まえながら、引き続き見直しを図られたい。)	県派遣職員の削減については、中長期的な業務量を精査し、経営の質に影響を及ぼさない人員配置ができるよう、プロパー職員の採用と一体的に進めていく。 また、生涯学習関連施設においては、社会が抱える現代的課題に関心を持ち、主体的に活動する人材・団体等の更なる育成を図るため、引き続き、事業の計画的・効率的な執行、広報活動の強化等により、利便性・サービス向上を図り、利用者数の増加に努めるよう指導していく。 埋蔵文化財発掘事業については、国や県の開発事業スケジュールに支障を来すことのないよう、必要な体制を確保するとともに、県民の財産である文化財に対する県民の理解啓発に努めるよう指導していく。
			10,000千円	10,000千円	100.0%		
		決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高		
			14,176千円	7,388千円	397,873千円		
	<改善の余地あり>	資産	資産	負債	正味財産		
	教育庁総務課		555,032千円	157,159千円	397,873千円		

(教育庁)

令和5年度県出資法人等経営評価結果

(令和4年度決算ベース)

番号	法人名	決算状況等				総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
2	(公財)茨城県スポーツ協会	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	令和4年度の指定管理施設（堀原、笠松運動公園）の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向にあり、堀原運動公園は181千人（前期差74千人増）、笠松運動公園は444千人（前期差60千人増）と、令和3年度に比べいずれも増加している。一方、燃料費及び光熱水費の高騰や施設の老朽化に伴う修繕費の増のため、当期経常増減額は△23,298千円（前期差27,338千円減）となった。 指定管理者として、県民のニーズを的確に捉え、施設の利用促進に努めるとともに、事業の効率的な執行やより一層の経費の削減に取り組み、収支の改善を図りながら、本県のスポーツの振興や環境整備を推進されたい。 また、県民のスポーツへの関心を本県スポーツのより一層の発展につなげるため、引き続き、県及び関係機関等と連携を図り、更なる競技力向上に取り組まれたい。	県民のニーズに応じた事業運営により、堀原、笠松両運動公園の利用促進に努めるとともに、効率的な事業執行や経費削減に引き続き取り組み、本県のスポーツ振興やスポーツの環境整備が推進されるよう、法人を指導していく。 令和2年度から開始した「世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業」において、国内外で活躍するトップアスリートを輩出するため、ジュニアアスリートの発掘・育成、指導者の確保、トップアスリート育成モデル（育成システムの構築）について、関係機関等と連携して、取り組むよう指導していく。 法人に対する県の人的関与については、引き続き見直しを検討していく。
			69,282千円	35,234千円	50.9%		
		決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高		
			4,040千円	△23,298千円	206,479千円		
	<概ね良好>	資産	資産	負債	正味財産		
	保健体育課		330,919千円	124,440千円	206,479千円		

令和 6 年第 1 回定例会
文教警察委員会資料

令和 5 年度決算特別委員会
事務事業の見直し、改善の申し入れへの対応状況一覧

令和 6 年 3 月 1 4 日
教 育 庁

令和５年度 決算特別委員会 事務事業の見直し、改善の申し入れへの対応状況一覧

【部局名：教育庁】

No.	申し入れの項目 (担当課)	申し入れの内容	R 6 当初予算への反映状況	その他対応状況
1	授業料の支援の拡充について (財務課)	高等学校等就学支援金制度の所得要件の緩和など高校授業料の支援の拡充に向け一層力を入れること。	[参考] () は一財 公立高等学校等就学支援金事業費 R5 当初：4,930,791 千円 (1 千円) R6 当初：4,705,979 千円 (1 千円)	○本県の財政状況も踏まえながら、国や他県の動向等を注視していく。
2	授業料の支援の拡充について (私学振興室)	家庭の経済的事項に関わらず自由に学校選択できる機会を保障するため、高校授業料支援に一層力を入れること。	[参考] () は一財 私立高等学校等就学支援事業費 R5 当初：8,983,540 千円 (－ 千円) R6 当初：10,404,399 千円 (－ 千円)	○本県の財政状況も踏まえながら、国の動向や社会情勢等を注視していく。
3	給食費の無償化について (保健体育課)	県内自治体で進みつつある給食費無償化の更なる支援のため、補助金等自治体への支援等を検討すること。		○国において、学校給食費の無償化の実現に向けて現在実態調査を行っているところであり、県としては、これらの国の動向を注視するとともに、全国知事会や全国都道府県教育委員会連合会を通じて、給食費無償化実現のための財政措置について要望していく。